

第428回（定例）福崎町議会会議録

平成22年3月8日（月）

午前9時30分 開会

1. 平成22年3月8日、第428回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 16名

1番	松岡秀人（遅着）	9番	吉識定和
2番	牛尾雅一	10番	石野光市
3番	宮内富夫	11番	小林博
4番	釜坂道弘	12番	東森修一
5番	福永繁一	13番	富田昭市
6番	志水正幸	14番	北山孝彦
7番	難波靖通	15番	高井國年
8番	広岡史郎	16番	宇崎壽幸

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 局長 中塚保彦 主査 澤田和也

1. 説明のため出席した職員

町長	嶋田正義	副町長	橋本省三
教育長	高寄十郎	技監	樋口和夫
会計管理者	牛尾敏博	総務課長	尾崎吉晴
企画財政課長	近藤博之	税務課長	山口省五
住民生活課長	松岡英二	健康福祉課長	高松伸一
まちづくり課長	志水利雄	産業課長	井上茂樹
下水道課長	後藤守芳	水道課長	豊國明紀
社会教育課長	山下健介	学校教育課長	志水清二

1. 議事日程

第1 閉会中の所管事務調査報告
第2 質疑
第3 討論・採決
第4 特別委員会の設置
第5 委員会付託

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 閉会中の所管事務調査報告
日程第2 質疑
日程第3 討論・採決
日程第4 特別委員会の設置
日程第5 委員会付託

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員数は15名でございます。
定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。
なお、本日の議会に松岡議員が遅着という届け出が出ておりますので、報告しておきます。

日程第1 閉会中の所管事務調査

議 長 日程により、閉会中の所管事務調査報告に入ります。
各委員会からそれぞれ報告を受けてまいります。
それでは、総務文教常任委員会から報告をお願いいたします。
東森総務文教 失礼いたします。
常 任 委 員 長 総務文教常任委員会から閉会中の委員会報告をいたします。
去る1月25日、町長、副町長、教育長、会計管理者、関係担当課長出席のもと委員会を開催、各課からの報告を受けました。
総務課からは嘱託、臨時職員採用試験について、平成22年1月22日現在の区長の異動、福崎町ふるさと大使について、設置要綱を含め、別紙により報告を受けました。
企画財政課からは、世界農林業センサスについて、次のとおり報告を受けました。
入札について、2月22日、一般競争入札を3件、八反田西地区下水道面整備工事、第1工区、第2工区、福崎東中学校耐震改修工事を行うとの報告を受けました。
また、平成22年、23年度競争入札等参加資格審査申請の受付について、旧福崎南保育所解体撤去工事入札結果並びに同施設用地処分、旧福崎保育所解体撤去工事及び旧塚本団地用地（八千種財産区有地）の処分について報告を受けました。
出納室からは、平成21年度歳入歳出、平成21年12月31日現在についての報告を受けました。
税務課からは、平成21年度町税等の徴収実績、平成21年度所得税・住民税の申告相談についての報告を受けました。
農業所得個別相談会を1月6、7、8、12日の4日間実施し、267件の相談がありました。
11月27日から12月7日の間、172件の電話督促を実施したとの報告を受け、夜間徴収について、12月21日、22日の2日間で33件を訪問したとのことです。
町営住宅家賃滞納に係る訴えの裁判では、明け渡し判決とその後の経過について、滞納整理対策委員会での協議も含め、報告を受けました。
学校教育課からは、12月定例議会で採択された請願の処理経過及び結果、小・中学校の管理運営に関する規則の改正についての報告を受けました。
高岡小学校防球フェンス設置工事の入札結果、八千種小学校のコンピューター入れかえ及び電子黒板の設置状況について現地視察を行いました。
社会教育課からは、大庄屋三木家保存活用の具体的な考え方及び啓発ホームページの概要について、町民第一グラウンド施設改修工事の入札結果について、平成22年成人式出席状況、人権啓発講演会についての報告を受けました。

続いて、2月25日、町長以下関係者出席のもと、第2回目の委員会を開催し、各課からの報告を受けました。

総務課からは、嘱託、臨時職員採用試験の結果、平成22年2月末日現在の区長の異動についての報告を受けました。

行政懇談会について、平成22年度に1年間をかけて各自治会へ出向き、人権教育、青少年健全育成自治会学習会とあわせて計画したいとのことでした。

企画財政課からは、行政改革大綱及び実施計画の見直しについて、原案を示したいとの報告を受けました。

町有財産売り払いについて、入札結果の申し込み状況と、3月5日まで入札書を受け付け、後、3月10日開札予定との報告を受けました。

ふるさと応援寄附金の受け入れ状況について報告を受けております。

出納室からは、平成21年度歳入歳出計算書、平成22年1月31日現在についての報告を受けました。

税務課からは、個人住宅税等整理回収チームについて、平成22年度税制改正による専決処分についての報告を受けました。

平成22年度固定資産評価額縦覧台帳の縦覧を4月1日から6月30日まで行うとのことでした。

滞納整理対策委員会で2月18日に町営住宅の強制執行は混乱なく終了し、滞納整理における関係課の個人カルテ様式について調整を進めているとの報告を受けました。

学校教育課からは、幼稚園における休業日の規則の改正、学童保育園設置及び管理運営に関する規則の改正についての報告を受けました。

入札結果及び学校教育施設耐震改修工事スケジュールの案について報告を受けました。

学校給食用精米の検査結果について、保護者各位の通知文についての報告を受けました。

第16回マイタウンマップ・コンクールにおいて、福崎西中学校64回生（現2年生）の学習活動の成果が認められ、総務大臣賞を受賞したとの報告を受けました。

最近の問題行動の事象についての報告も受けております。

社会教育課からは、スポーツ功績賞及び文化功績賞について、学校支援地域本部事業でのウインタースクールの日程及び好評による延長実施の状況についての報告を受けました。

閉会中の委員会の中の議論は、主に数字の確認でした。

給食米についても、県学校給食総合センターの事務手続上のミスであり、検査結果を待たずに出荷したのが原因であるとのことでした。私は、安心・安全な給食をとの考えで、近隣の様子を調べましたが、ほぼ基準値以下ということでしたが、県は、県内の数値を発表しないということで、情報公開はしないということです。精密機械の特許を公開せよというのは無理ですが、食糧の安全度を公開しないという県の姿勢は問題です。今ここに至って、食糧の検査、農薬濃度の調査をすべきではないかと思えます。

給食センターに問い合わせてみますと、旬彩蔵でさえ、独自の調査を行っていないと。農家の自主申告に頼っているそうです。大企業の公害調査、データ改ざんなどが発覚しています。一度、給食センターの使用している野菜を検査すべきではないかと思えます。

以上で報告を終わります。

議 長 次は、民生常任委員会からの報告をお願いします。
石野民生 民生常任委員会から、さきの12月定例会以降の所管事務調査について報告を
常任委員長 いたします。

まず、1月27日に、町長、副町長、担当課長出席のもと、所管事務調査を行いました。

住民生活課から公害防止協定に基づく協議について2件報告がありました。

まず、福伸電機株式会社西治工場の平成22年1月14日付の協議書について説明を受けました。資料1ないし2ページに掲載しています。

西治工場の自動車スターター部品の製造ラインの塗装乾燥炉が老朽化したため、田口工場の同設備を移設するというものでありますが、2ページ掲載の同社長名のでんまつ書のとおり、協議が調う以前に田口工場の乾燥炉を撤去し、西治工場に移設を既に終えているということが明らかになりました。

委員会として、現地調査を行い、社長にも遺憾を伝え、再発防止の手だてをただしたところ、社長からはでんまつ書のとおり、総務部に官公庁への届け出窓口を一本化することとし、再発しないとの回答がありました。

委員会として、そうしたことを踏まえて全員賛成で了承することとしました。

大円食品工業株式会社の1月14日付の公害防止協定に基づく協議については、3ないし4ページの資料にあるとおり、ボイラー施設の老朽化に伴う更新工事というもので、全員賛成で委員会として了承することとしました。

続いて、住宅家賃等滞納に係る町営住宅明け渡し等訴訟について報告を受けました。報告書の表紙にある経過のほかに12月15日に本人の申し出があったことから会議を設定し、開いたが、本人が来ないという経緯があったことも報告されました。

東部工業団地の池田デンソー株式会社で昨年12月10日、用水路への油漏出事故があったことが5、6ページの資料で報告されました。原因は建屋内の成型機の油圧用オイルクーラーの老朽化によって冷却水配管が破損したことにより、屋外に設置しているクーリングタワーの冷却水を作業者が放出したところ、排水に油成分がまざったまま、白濁した状態で流れ出し、工場敷地内の排水路でイーストパーク北側の農業用水路を数十メートル汚染したというものであります。

住民からの通報を役場が受け、役場として対応するもとの原因が特定できたということでありました。

対策として、油まじりの排水の回収、対象のオイルクーラーの交換等のほか、再発防止として、クーリングタワードレンを雨水排水路へ流すことをやめ、バケツに回収し、廃液として処理すること。緊急連絡網を見直したことなどの報告を受けたとのことでありました。

12月22日実施の入札で、7ページのとおり、町営住宅解体撤去工事について落札者を決定し、工事を終えたとの報告がありました。

当面の行事予定として、町地域安全推進協議会、町公害対策審議会の日程が報告されました。

健康福祉課から神崎郡自立支援協議会の設置について、8ないし9ページの資料で報告を受けました。

目的は設置要綱の1条、2条のとおり、障害福祉サービスの利用支援、地域の関係機関の連携強化等を行うためとしており、庶務は神河町健康福祉課が処理し、費用負担は3町で均等に負担するというものです。

肝機能障害による身体障害者手帳の交付について、10ページの資料で報告を受けました。1級、2級に認定されると福祉医療で窓口負担が無料となるとのこ

とです。

特定基本健康診査、がん検診等受診状況及び精密検査を含む検査結果の状況について、10ないし11ページのとおり報告を受けました。

新型インフルエンザの12月12ないし27日の間、保健センターで実施した集団予防接種の実績状況と接種スケジュールについて11ページの報告がありました。

水道課からは、20年度、21年度工事執行状況について、また21年度業務執行状況について12ページの資料で説明がありました。

また、町水道事業リスク管理耐震調査業務報告があり、13ページの一部を示しております。調査業務報告書は事務局に保管しています。当面、辻川山と山崎の配水タンクについて対応を進めていくとのことでありました。

2月2日に香美町役場に矢田川温泉について現地を含め視察調査、2月3日に丹波市青垣市民センターにて、同市市原浄水場クリプトスポリジウム対策としての膜処理について現地を含め、視察調査を行いました。2月4日付報告書をご参照ください。

まず、香美町の矢田川温泉については、平成12年4月にオープンしましたが、これに先立ち、この施設を運営するため、第三セクター矢田川開発株式会社を12月3日に設立したという経緯があったとのことでした。平成2年の台風災害の復旧工事の際に、温泉が噴出したことから、この温泉を地域づくりと活性化に役立てようとしたことが出発点であったとのことでした。

資本金2,000万円のうち、町が500万円を出資するほか、漁協、水産加工業、商工会、観光協会、建設業協会、町民有志がそれぞれ出資しているとのことでありました。

社長は、地元の個人の方がされており、オープン当初は黒字を計上し、報酬を受け取っておられたが、16年度から赤字経営が続き、報酬を辞退されているほか、繰越欠損金が20年度で1,000万円を超えたということでした。

18年度から指定管理者制度で同社と随意契約を行い、21年度の契約公開に当たっても、同社と随意契約を行ったと聞きました。管理料、指定管理者である同社の収入は毎月の入浴料収入から80万円、21年度からは70万円を町に渡し、残額が充てられるというものです。温泉の管理に必要な経費は会社負担、施設の改修に必要な経費は町が負担するとされています。

また、施設内の客席の広さに比べて、厨房等の小さな軽食堂はオープン当初から外部委託の、いわゆるテナント方式での家賃収入になっているとのことでした。

但馬地域には同様の温泉が18施設あり、客の誘引を競う状況が続いており、新規入浴者の獲得、安定した利用の確保のために、各種団体への利用促進の依頼、PR、地域の行事にタイアップした取り組みなどを課題として進めているということでありました。

丹波市でのクリプトスポリジウム対策の視察については、資料2ページにまとめています。同市は平成16年11月の6町合併以後、面積約500キロ平米、水道管路は約830キロメートルと、広大で、現在134億円の水道の統合計画を進めていると聞きました。また、水道料金体系を23年4月から基本水量を5立米とし、13ミリ口径で1,330円、超過分1立米につき177円を加算するというものに統一しようとしていること。その背景には、井戸水を併用している家庭の比率が相当あるためとの説明でした。同市では、まだクリプトスポリジウム対策のを実施していない給水区域が人口で55%、給水量で58%であり、今後の整備方向として、整備費用やランニングコストなどで有利な急速ろ過と紫外

線照射を組み合わせた方式を採用したいとのことでありました。

旧青垣町での平成11年10月から15年3月までの第2次拡張事業の中で市原浄水場は、当時、国の推奨する中空糸膜を採用することとなった。MF膜ポリプロピレン製の精密ろ過法とUF膜酢酸セルロース製で限外ろ過法を比較検討し、コスト面などから、MF膜を採用したと聞きました。市原浄水場の現地を視察しましたが、低い山ぎわの水田地帯の一角に深さ10メートルの浅井戸ですが、水質は良好で、2,100立米の計画水量、浄水量は1日当たり1,900立米で、薬品費は年当たり61万3,200円で、次亜塩素酸注入のみということでした。

2系列の膜処理系統を切りかえながら運転するのではなく、常時両方を運転する方式であるとのことでした。

電気料金は年当たり約454万円で、膜モジュール交換充当額として5年で2系列を交換する経費の1年分として1,000万円を計上して、処理水量1立米当たり21.85円を電気代、薬品費、交換膜の割り戻しの合算としていますが、現実には、膜交換が7年たって、半分の1系列のみ行ったとのことでした。また、メーカーから設置当時の膜が製造中止で、交換時には新たな製品である膜との交換を求められることなどが起こっているなど、中空糸膜を今後は採用せず、急速ろ過と紫外線照射を検討しているということでありました。

また、参考に、13年竣工の新友政浄水場では、内径0.6メートル、深さ50メートルの井戸2カ所ありますが、混和池、凝集沈殿池と急速ろ過池を備えているが、PAC、凝集剤注入設備を整え、年間の薬品費は処理水量が1日当たり1,690立米1日当たりで、年間約981万円となっているなど、深井戸でも水質が余り良好でない例の運転経費の比較表も示されました。

中空糸膜では膜交換の費用を年間1,000万円としているため、水質のよい市原浄水場が浄水コストで1立米当たり21.85円、新友政浄水場が7.52円と逆転しているというものでありました。浄水場の敷地面積さえ余裕があれば、急速ろ過池でのろ過が膜ろ過よりコストで有利であるとのことを示すものでありました。

3月2日、町長、副町長、担当課長出席のもと、委員会を開き、所管事務調査を行いました。

公害防止協定に基づく協議として、ユシロ化学工業株式会社兵庫工場の平成22年2月10日付の協議書について、1ないし2ページの資料で説明を受けました。排ガスブローアの老朽化に伴う更新で、委員会として全員賛成で了承することとしました。

住民生活課から住宅家賃等滞納に係る町営住宅明け渡し等訴訟について、2月18日に強制執行を断行したとの報告がありました。

3ページの資料で福崎町消防団が3月5日、消防庁長官表彰で表彰旗が授与されるとの報告がありました。

一般廃棄物搬出運搬業務委託の見積もり開札結果、これは大貫の不燃ごみをくれさかに年1回運ぶ業務委託のものと、カーブミラー16基の修繕工事の入札結果が3ページに出ています。

子ども手当の創設及び費用負担について、4ページの資料で説明を受けました。

近隣町での学校給食用精米のカドミウム汚染に関連して、5ないし7ページの資料ほかの説明を受けました。町内の土壌のカドミウム含有量について、委員会として資料提出を求め、山崎と八反田の定点での玄米と土壌についての検査結果資料の提出もあり、事務局に保管しています。

土壌は、稲を抜き取った後、スコップで採取したものを検体としているとのこ

とでありました。

公害に対する各種調査結果について環境に対する資料として提出があり、事務局で保管しています。

資料 8 ページのとおり、株式会社西兵庫において、公害防止協定に基づく水質調査結果の提出が、21 年度において滞っていた問題についての町からの勧告書と同社の回答書が示されています。

株式会社ライフコーポレーションの公共下水道接続に係る公害防止協定覚書について、9 ページのとおり報告がありました。

また、10 ページの資料のとおり、廃食用油の拠点回収を行い、バイオディーゼル燃料としてリサイクル事業に平成 22 年度から取り組むことについて報告がありました。

町内の協力してもらえるスーパー、役場、庁舎、生活科学センター、八千種研修センターなどに回収ボックスを置き、住民にペットボトルといった容器に廃食用油を入れた状態で中に入れてもらうというものです。業者が回収を行うということで、予算については、町の支出はなく、量に応じて収入が見込まれるとのことでありました。

町営住宅使用料不納欠損処理について、10 ページの資料で報告がありました。

健康福祉課から国民健康保険事業特別会計の 21 年度実績見込みについて、11 ないし 13 ページの資料で説明がありました。

あわせて 22 年度の国民健康保険事業の主な改正点について、14 ページの資料で説明を受けました。

介護保険事業の状況並びに 21 年度実績見込みについて、15 ないし 17 ページの資料で説明を受けました。

後期高齢者医療制度についての政府の動向、兵庫県での 22 ないし 23 年度の保険料率等について、18 ページないし 19 ページの資料で説明を受けました。

障害者保健福祉制度についての政府の動向、利用者負担の軽減措置について、20 ページの資料で説明を受けました。

養護老人ホームで発生したノロウイルスによる感染性胃腸炎の集団発生について、21 ページの資料で報告を受けました。

小児細菌性髄膜炎を予防するヒブワクチン接種支援事業について説明を受けました。5 歳未満の小児が罹患し、重症化するおそれがある疾患を予防するワクチン接種の費用の半額を県と町の共同で補助する事業に 22 年 4 月から取り組もうとするもので、2 歳未満の対象児のいる保護者への周知が図られるよう求めています。

水道課からは、21 年度工事及び業務執行状況について、22 ページ、21 年度水道使用料不納欠損処分予定について、23 ページの資料で報告を受けました。

以上をもって民生常任委員会からの報告といたします。

議長 次は、産業建設常任委員会から報告をお願いします。

北山産業建設 失礼します。

常任委員長 産業建設常任委員会から議会閉会中の調査報告を行います。

委員会は、1 月 28 日・2 月 23 日に、町長、副町長、技監、関係担当課長出席のもと、各課からの報告を受けました。

初めに、1 月 28 日の報告をいたします。

産業課から 2 件の協議事項がありました。

1 件目は、福伸電機株式会社の工場立地変更届であります。内容は、老朽化による自動車スターター部品塗装乾燥炉移転工事のことで、既に機器を撤去・移設

している状況であるが、現地調査を行った上で、委員会として了承いたしました。

2件目は、大円食品工業株式会社の工場立地変更届けであります。施設の老朽化に伴うボイラー更新工事であります。委員会としては、了承いたしました。

産業課からの報告事項であります。平成21年度業務委託・工場進捗状況について報告を受けました。

株式会社もちむぎ食品センター第21期事業報告について報告を受けました。

神崎郡消費生活中核センターの設置及び業務内容について報告を受けました。

平成21年度地方の元気再生事業の経過、予定進捗について報告を受けました。

有限会社アケボノ企画訴訟の経過について報告を受けました。

次回、7回弁論は平成22年2月25日開催予定とのことであります。

ため池百選の一般投票について、投票要領とあわせて報告を受けました。

委員より、県の土地改良区からため池百選の候補に挙がっている二つの地域資源を掘り起こし、全国で百選に選ばれた場合は、地域資源の役割を果たすのではないかと、また投票するよう運動を盛り上げてもらいたい、広報等をしているかの質疑に対して、はがきを作成・配布し、投票を推進し、町職員もインターネット等で投票し、区長会、農業委員会、観光協会にもお願いしていますとのことあります。

まちづくり課からは、平成21年度工事・業務委託執行状況について、平成21年度用地・補償契約進捗状況について、入札結果について、それぞれ報告を受けました。

町道北野加治谷線道路改良工事について報告を受けました。委員から、通勤等の利用が多く、量がふえて事故が起こる可能性が高くなるのではとの質疑に対して、警察とも十分協議して、交通の流れ、交通規制も含めて進めていきたいとのこと。

駅前児童ふれあい広場改修工事について、福崎町都市計画マスタープラン素案について、それぞれ報告を受けました。

第3回福崎町ユニバーサル社会づくり推進協議会を2月15日に、福崎町都市計画審議会を2月18日に開催するとの報告を受けました。

下水道課からは工事執行状況について報告を受けました。委員から、田原污水中継ポンプ場の工程について質問があり、21年、22年の工事で土木工事終了後、建築部門と電気設備の工事を行い、22年度に完成予定との報告を受けました。

委託業務執行状況について報告を受けました。委員から業務の執行の報告、意見を述べる機会をつくってほしい旨の申し出と、雨水計画の状況等の質問があり、有効に排水するため、調査の範囲を広げていっており、計画区域には変更がないとの回答がありました。

下水道接続状況について報告を受けました。

2月23日の報告をいたします。

産業課から1件の協議事項がありました。ユシロ化学工業株式会社兵庫工場の工場立地変更届けについて、内容は老朽化による排ガスブローア更新工事のことで、委員会として了承いたしました。

産業課からの報告事項であります。平成21年度生産調整実績及び平成22年度目標数字の配分について、平成21年度地方の元気再生事業の進捗と今後の予定について、アフリカ地域中小零細企業の経営改善に向けた生産性向上研修について、それぞれ報告を受けました。

3月定例会議に補正予算を上程予定との報告を受けました。

学校給食用精米のカドミウム検査結果及び対応状況について報告を受けました。委員から風評の影響及び対応はどの質問があり、福崎産米については特に影響はなく、カドミウムの数値についても基準値以内であったとの回答を受けました。

まちづくり課からの報告事項であります。平成21年度工事事業委託執行状況について、平成21年度用地・補償契約進捗状況について、工事入札結果について、それぞれ報告を受けました。

都市計画審議会を2月18日に開催し、すべての諮問事項について異議なしと認める旨の答申を受けたとの報告を受け、またユニバーサル社会づくり推進協議会を3月1日に開催するとの報告を受けました。

学校教育施設耐震改修工事の入札結果及び今後のスケジュール案について報告を受けました。

県事業道路・河川等の取り組み状況について、計画概要とともに報告を受けました。

3月定例議会に道路線の認定・廃止と、工事請負契約の上程予定との報告を受けました。

下水道課からの報告事項であります。平成21年度工事・業務委託執行状況について、下水道接続状況について吉田地区の供用開始区域について報告を受けました。

工事等の入札結果について報告を受けました。

3月定例議会に専決処分の報告、特別会計補正予算、特別会計予算、基本協議の締結及び工事請負契約を上程予定との報告を受けました。

公共下水道事業効率化計画策定業務において、汚水、雨水計画の見直しに検討案についての中間報告を受けました。委員から、汚水の当初の財政計画から現在の整備率、接続率の状況はどの程度か、また工業団地の接続見込みの質問があり、面積的に75%、人口整備率80%で、接続率は長期財政計画では、平成20年度末で76.6%であるとの回答を受けました。

工業団地への接続は全体計画として、すぐに進める事項とはせず、費用対効果等で農業、コミプラなど、改修も見ながら手続を進めたいとの回答を受けました。

以上で産業建設常任委員会報告を終わります。

議長 次は、議会運営委員会から報告をお願いします。

小林 議会運営委員会からの報告をさせていただきます。

議長 12月22日に会議を開きまして、12月定例会の反省を中心にして、今後の検討課題等を協議いたしました。12月議会に関することからであります。質問につきましては、紹介議員に委員会等に出席を願って説明をしていただくということ、あるいは傍聴規則の改正、そして議会の開催日予定等、休みの日は休会という位置づけをいたしておりますけれども、12月議会では、委員会を改めて開かなければならないということも発生をいたしておりますので、休会日を予備日とするというふうな、そういった柔軟な計画づけができないかどうかという点について、今後の検討課題といたしております。

また、議会のライブ中継を始めておりますけれども、DVDに録画をいたしておりますけれども、これは公文書扱いでありまして、事務局保管であり、持ち出しは許可しないと、そういうことなどを確認いたしております。

その他、いろいろ細かな点について、さまざまな意見が出ておりますけれども、順次議会の改革に向けて進めてまいりたいと思います。

議会運営委員会で検討しておりますけれども、皆様方、全員のさまざまな議会についてのご意見もどんどんと寄せていただきまして、引き続いて議会に課せら

れたその責任を果たしていけるように、あるいは住民に開かれた、親しまれる議会に向かって努力をしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

議 長 以上で、各委員会からの閉会中の所管事務調査の報告を終わります。

日程第2 質疑

議 長 次の日程は、議案に対する質疑であります。

議案番号順に進めてまいります。関係議案、担当課長等により複数で質疑を受ける場合もございますので、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

なお、議案第25号、議案第26号及び議案第27号につきましては、本日、すべての議案に対する質疑を終了した時点で正式にお諮りをいたしまして、本日即決いたしたいと存じますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは、報告第1号、議会の委任による専決処分の報告についてご質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第1号、公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例について、質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第2号、福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第3号、福崎町地域活性化・公共投資臨時交付金基金条例の制定について、ご質疑がございましたらどうぞ。

1 3 番 若干、確認のためにお尋ねをしたいと思います。

このたび、公共投資臨時交付金の基金の条例という形で、企画財政課資料の3ページに6,966万6,000円ですか、その分が計上されておまして、特に気になることは、23年度の3月計上分といたしまして、基金の造成事業で、田原幼稚園の建設事業に充当するという形で、3,000万円がここで基金として有利な方法として保管するという説明があったかと思うわけなんです。これは、要するに地域の活性化の、そういう基金でございますので、これが23年度まで保管するとなりますと、これは要するに、現段階では使用せんと、2年先の、次年度は22年度ですから、23年度に活用するという形になるわけなんです。その辺の基金の運用方法についての説明をちょっとお尋ねをしたいと思います。どのように保管をして、どのように利回りをしていくのかという形ですね。

企画財政課長 このたび条例制定した上で、3,000万円を積み立てるわけですが、あとの資金管理等につきましては、会計の方で運用されると思いますが、通常はもう定期預金という形での約2年間の管理ということになるかと思っております。

会計管理者 この基金の管理につきましては、この条例の案の3条にありますとおり、金融

機関等で定期預金という形で、現在は考えております。

- 1 3 番 要するに、この基金の保管につきましては、後日、田原幼稚園の建設用の、それに充当するという事なんですが、要するに、田原幼稚園の計画そのものは、もう現段階では進んでいるんでしょうか。

企画財政課長 平成22年度の当初予算の中では、田原幼稚園の実施設計という形で予算化をしております。今のスケジュールでいきますと、22年度中に設計をして、できれば23年度に建築にかかれればという形で考えております。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第4号、福崎町社会福祉法人に対する助成に関する条例の制定について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

- 8 番 今回、今まで社会福祉法人にいろいろ助成をするのを、自治法の232の2でしよったのを、社会福祉法ですということなんですが、この理由ですね、それからなぜこれに変えるのか、法的なあれがあるのか、それとも補助の内容でこの方にする方がいいのか、そのあたりの説明を詳しく求めます。

健康福祉課長 このたび、制定しております条例につきましては、社会福祉法の58条の1項の規定というものがございまして、地方公共団体の条例で定める手順に伴い、社会福祉法人に対し補助金を支出することができるという条項がございまして。

従来しておりますのは、地方自治法232条の2というところで、ご指摘がありましたように、公益上必要がある場合において寄附または補助というところで、社会福祉協議会の補助金の要綱により支出しておりました。

内容につきましては、変わっておりません。条例の整備というところで、派遣法等の整備もする必要がございました。そのところから、社会福祉法では58条の1項というものがございまして、これによって整理をするものでございます。

- 8 番 それはわかるんですが、だから、どうして自治法から今の58条の1に変えるかというね、その真意が、もとがあるんじゃないですか。ただ単純に、事務的に変えるだけですか。

健康福祉課長 地方自治法では、232条の2というところで今まで支出をしておりました。条文の整備をする中で、一方社会福祉法人に補助金を出す中では、社会福祉法の58条の1という規定に沿って出すということが本意でございまして。

副 町 長 これは、今まで本会議においてもご質問をいただいた関係であります。神戸市における外郭団体への補助金返還請求訴訟、これら等に基づくもので、判決が出まして、これら等における分野で派遣法と地方自治法232条2との、その関係。また、社会福祉法との関連を踏まえて条文整理をさせていただいたものであります。

- 8 番 それは、派遣法の、その分での町当局としての対応がしやすいからということでの、この法の、補助金の改正だと思んですが、社会福祉法人、社協そのものにとっては、これは公益法人で、自主的に本当は事業をする必要があるわけですね、補助の分もあります、そうすると、逆にこういう福祉法の方から補助にすると、ますます町が関与して、向こうの自主的な活動というのがしにくくなるんでは、後退するんじゃないかと、素人で考えるわけなんですが、その点は大丈夫ですか。

副 町 長 確かに、今まで補助金で人件費等を支出しておりました。そういう関係も含めまして、派遣をする段階の中におきます分野で、これらと決算における分野で明

確にするといったような形、また町の関与とのかかわりというような形の中では、それぞれ報告させていただいたとおりでありまして、今後におきましても社会福祉法人、社会福祉協議会における決算については、当然といたしまして、町においても決算報告をさせていただきますし、その分野についても明らかになるかと思えます。

また、人件費と人とのかかわりではありますが、これら等につきましては、その時々における職員の職務内容でありますとか、職務をどのように把握しておるのか、それら等、全体把握ができておるかどうか、こういったような形の中で派遣職員の人数なり、プロパー職員の採用なりというものを今後は考えていきたいと思っております。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第5号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。

1 3 番 このたびは、ここに乳幼児等の次に子どもをつけ加えるという形で、一部を改正する条例でございますが、今までは15歳までですね、乳幼児等というふうに言われていたわけなんですけど、ここで、9歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日からという形で書いてありまして、子どもという形で9歳以上15歳までがそのように改正されているわけなんですけど、このことについての根拠を説明お願いいたします。

健康福祉課長 このたびの条例改正につきまして、用語の定義なりを改正しております。これにつきましては、兵庫県の子ども医療の要綱、県の要綱ですけども、これがこの条例のとおり改正になりましたもので、それを受けて、同じく用語の定義を改正したものでございます。

1 3 番 それで、この一部改正の条例の中で、一番最後の分の4番目ですね、助成の特例という形の4番に記入されております、このたびの12歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過しない者の医療費支給期間は平成22年4月1日から25年3月31日までという形の、3年間になっているわけなんですけど、これはなぜこのように期間を設けたんですか。

健康福祉課長 暫定的に3年間ということにしております。今の財政状況でございますが、1年、2年先になりますと、なかなか見通しが見つからないものがございます、3年後は財政状況を見ながら、またこのことについては検討を加えていくということになります。当面は3年間ということをお願いをするものでございます。

議 長 ほかにございませんか。

8 番 今、富田議員が質問されました中学生の医療費を3年間限定ということなんですけど、財政状況ということで今言われましたが、この当初予算の議案の説明には、子育て世代の応援と、負担軽減のためと書いてあるわけなんです。そうじゃないんですか。

それで、もしそうだとすれば、それは町の財政にかかわらず、子育て世代というのは、次々と子育て世代が、3年間、中学校に入ってくるわけですから、続けていかないと意味ない。それぐらいの施策でないと、単純にこれ、ただやってみようかという、思いつきの事業になってしまう可能性があるわけで、私たちは、これは多分出れば、新聞にも出ますし、お母さん方には関心あるところで、じゃあ、なぜ3年間なのかというのは多分聞かれると思うんですよ。その辺をきちっと、

本当に必要ならずと続けていく、予算化して続けていく。今までの小学校4年生から6年生までの分も含めて、町長は先進的に、昨年の7月～の入院費の助成もされてきとるわけで、ここに限って財政状況で3年間限定というのは、ちょっと理解できないところがあると思うんですが、町長の考え、では詳しく。

町長 私の所信表明を見ていただきますと、広岡議員の言われたとおりであります。しかし、物事を考える場合、私は常に三つの課題を掲げています。一つは哲学的な問題、もう一つは経済の問題です。ですから、この経済の問題というのを抜きにしてどうこうするというわけにはまいりません。本年度、特に23年度の予算、財政というふうなのが、どのように大きく変化してくるかというのは、まだ予測が付きません。したがって、幾らいい哲学的な課題であったとしても、それを裏づける経済的な保障を抜きにして物事を論ずるというわけにはいかないのです。できれば3年たって、経済が許せば、それはどんどん続けていけばいいと思いますけれども、当面経済の情勢は今のところ混沌としているという、私たちの心配もありまして、そのようにやっていこうということです。皆様のご理解が得られて、もっともっと続けていこうというふうになれば、それは続けていけばいいのではないかと、私は思っております。

8番 そういうふうに、1年先、2年先、3年先をどうするかというのを検証するために、今これから事業評価、いわゆる事務事業評価制度というのも取り入れようと、計画もされてると。その中でやっていけばいいわけであって、初めから3年間限定という、これであれば、私は今までの取り組まれたことからいうと、ちょっとおかしいのではないかと、安易に、一遍やってみようかというだけのんで、と理解されてしまうと思うわけなんです。

それと、それから、これに関してちょっともう1点だけ先に聞いておきますが、この中で、ちょっと詳しくわからないんですが、医療費の補助の分で、一部負担と、それから去年の7月のときに、たしかこの23万5,000円以上の方の場合の軽減措置、経過措置があったですね、それはどうなりますか。

健康福祉課長 その経過措置につきましては、附則にもうたっておりますように、23年6月まで、以前の既得権のある方について所得制限、23万5,000円以上であっても、前の所得制限を適用するというようにしております。

議長 ほかにございませんか。

13番 今回のこの議案に対する件につきまして、26日に議会運営委員会を開きまして、そして27日の神戸新聞を見ていますと、今回のこの22年度の予算概要等が神戸新聞に載っていたわけなんです。これには、今私が質問いたしました、この医療費の問題とか、これについても載っております、このように報道機関に報告をし、新聞に載せてくるということは、議会でもまだ報告されていないまでに、26日の議会運営委員会は、この会議についての運営会議をただけで、その内容については、いささかも議論もされてないわけなんです。しかしながら、神戸新聞には今質問したようなことが細かく書いてあったということで、そのコピーを私きょうは持ってきたんですけども、これはちょっとやり過ぎではないかなという感じがするんですね。やはり議会に報告をし、承認されてから、このように報道機関に報告して載せるのが本意ではないかなという感じがするわけなんです。それを先に報道機関の方で報道されているというふうなことが出ているわけなんです。この点については、どういうふうな形で新聞社の方に出したんですか。

副町長 この事柄につきましては、今までもこういったような形での質問がございました。そのプレス発表時期をいつにするのかということですが、今までは、

議会運営委員会等を開く前に新聞に発表したこともございます。そういう形も含めまして、議会の方からもそういうプレス発表する時期についてはということもありまして、そのときにおきます分野につきましては、議会運営委員会が開かれ、なおかつ議員の皆様方に議案が配付された状況の中でプレス発表するといったような形で今現在対応させていただいております。

1 3 番 それはいつお決めになったんですか。議会運営委員会の開催後に発表するというのは。

副 町 長 議会と協議を重ねながら、これら等を決定したわけではありません。内部における分野で、プレス発表時期について、どのようにしようかというときに、議員の皆様方に議案等がお渡しできた段階においてということでもあります。

なおかつ、前段等の、今の議会運営委員会は、本会議に開かれる1週間前というような形になっておりましたが、この事柄を決めた段階におきます分野につきましては、議会開催における前日に議会運営委員会が開かれておった状況のときに決定をさせていただいております。

1 3 番 議会というのは、やはり私たち議員も、すべて行政のチェックをする、そういう機関でもあると認識をしているわけなんです。この報道につきましても、いささか本来の出された議案とは若干違ったような数字も載っているわけなんです。ですから、その変もしっかりと数字を確認した上で報道しないと、いろんな間違い等が出てきますと、これもまた社会的な問題になってきますので、その辺は、私の考えとしては、議会に出されてから、そして報道機関に発表するというのが本意ではないかなと思いますけども、その点は、なぜこのような数字を出したのか、その辺のご意見をお尋ねしたいと思います。

副 町 長 新聞社の取材のあり方等につきましては、私ども原本におけます分野を公開しておりまして、それら等を見ていただくと、こちらが数字を新たに示すとか、そういったような問題ではございません。

それと、プレス発表の関係であります。何も本年に限って議会運営委員会を開かれた後にプレス発表したのではありません。今までも、過去においてずっとそういうような対応のあり方でありました。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第6号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。

7 番 今回、4戸撤去をされて、169が165戸の管理になると、こういったことでございますが、現在、その165戸の中で、空き家等は今何戸ぐらいあるんでしょうか。

住民生活課長 現在、15戸でございます。

7 番 聞くところによりますと、古い木造の住宅、山崎であるとか大門、こういったところについては、もう次の建てかえを目指して、新しい入居をさせないと、こういった方向で実施をされておるわけでありまして、この15戸のうち、入居可能な部屋というのはあるんですか。

住民生活課長 今、空き家戸数言いましたけども、木造住宅については用途廃止を前提に空き家施策をとるという形で、すぐに入居という空き家については、駅前が1戸ございますけれど、整備はまだしてないという状況でございます。

7 番 駅前に1戸入居可能な住宅があるということですね。それについては、整備はされてないということですが、今後の方向としては、どのようなお考えですか。

住民生活課長 今年度はもう修繕費がございませんので、次年度以降、修繕をしまして、ストック活用ということで、そういった形で公募をせずに、現在おられる木造の方のストックでの入居というような方向を少し考えております。

7 番 特に防災面で心配もするわけでありますが、そういった山崎であるとか、大門、古い住宅については、もう入居をさせない、空き家のままずっと、次つぶすまであるというような状況ですので、いつとき火災が多く発生しましたが、そういった日常管理についてはどのようにされておるのか。週に一遍ぐらい見回りに行かれとるのか、特に何か連絡があるまでそのまま放置されとるのか。その辺の管理状況はどのようになっていますか。

住民生活課長 現在ある空き家については、不審な者が入れないように扉等、厳重に戸締まりをしているというような状況でございます。

空き家の、更地にしたところもございますので、そういったときに一応空き家の状況等も確認はしております。

7 番 そういった管理を十分していただいて、地域の人々に迷惑のかからないように、対応を求めておきたいと思います。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。しばらく休憩いたします。再開は10時55分といたします。

◇

休憩 午前10時35分

再開 午前10時55分

◇

議 長 会議を再開いたします。

次は、議案第7号、平成21年度福崎町一般会計補正予算(第4号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。

8 番 若干、何点かお尋ねしたいと思います。

まず、歳入、3ページ、4ページ、固定資産税のところでの償却資産、新たな投資があつてということですが、2,200万円、大きく補正されて、簡単な説明だったんですが、差し支えない範囲でもう少し詳しく説明いただけますか。

税 務 課 長 償却資産では増額をさせていただいておりますけれども、工業団地内の企業の関係ですけれども、特定の会社がリース資産の設備投資を行いました。この税額がかなりございまして、この要因で増額をさせていただいております。

8 番 わかりました。

それと、歳出、衛生費、63、64ページです。委託費の4段目ですか、新型インフルエンザワクチンについてお尋ねしたいと思いますが、今回、300万円を減額されておまして、実施というか、接種者については、先ほど民生委員会の方の資料に報告がありまして、1回目652人、2回目535人が接種されたというふうに報告も受けたんですが、当初のしておった予定人数で、この300万円減額で、当初予定日も意外と接種されなかったという評価だと思うんですが、当初の予定人数、予定されてた人数というのは、ちょっと教えていただけますか。

健康福祉課長 当初は900人を予定しておりました。

8 番 現在、今時点では、多少感染されても、少し鎮静化している状況だとも思うんですが、そんな中で、新型インフルエンザに感染もせず、今回このワクチン接種

も受けてない児童、つまりこれから感染する可能性のある児童というのは、きちっとした人数は出ないかわかりませんか、その割合というのは把握されておりますか。そこは、これからどうするかというところでは大事なところだと思うんですが。

学校教育課長 正確な数字は把握はいたしておりませんが、罹患者及びワクチン接種者等を含めると、もうわずかなパーセンテージの児童・生徒になるかと思っております。

8 番 ということは、900人予定してのうち、600人、あるいは500人ということは、この予定の間にまた感染したという可能性で、かかってない人はもうわずかと。お母さんの間で副作用があるから行かないとかいう話も出たりして、もうかからないから大丈夫という児童は少ないと判断ですね、確認だけさせていただきたいと思うんですが。

学校教育課長 保護者の方から、特にそういう接種を拒否するというような話も聞いておりませんが、わずかな児童・生徒がまた受診なり、罹患をしてないというような状況かと思っております。

8 番 それと69、70ページに、一般備品購入で、フクちゃん・サキちゃん、これは、企画財政課の資料の中にもあって、今回の3月の計上分で、この分を備品購入ということで補正されておりますが、あのキャラクターは、もう10月の終わり、つまり昨年秋の産業祭のときには購入されて、お披露目も済んだんですね。あのときは、たしか、フォークロアンの補助金の中からするとかいうふうにされてたように聞いてたんですが、じゃなかったですか。

企画財政課長 ご指摘のようにお披露目は済んでおまして、これはある業者が所有しておる状況で、フォークロアン事業の中で、借り上げでこれまで何度か借りております。その状態で、このたび町の方に買い取りをしようという予算でございます。

8 番 では、最初はリース契約、あれは福崎以外使いませんわね。リース契約ができなかったわけですか。今度、買ったということは、産業課が大変だと思うんですが、頑張って、大いにしていきたいと。あれの、ここで参考的に聞くんですが、貸し出しやないですね、あれは担当者がかぶるわけであるし、かぶるところは見せない、もう人前でしたら、意味がなくなるということで、聞いておるんですが、どういうときには、これが出ていくとかいう基準なんかは、例えばこういうイベントするから、町内のNPOの団体がイベントするから来てほしいとかいう要請があった場合とか、そういう場合の判断とか、基準いうのも考えられたらいいと思うんですが、どうですか、産業課長。

産業課長 この後、買い取りをいたしまして、貸し出し要綱なども今現在作成中でございます。

8 番 できるだけ大いに町内に出て行って、せっかくのあれですから、貸し出し要綱をつくっていただきたいと思えます。

それと、ちょっと戻りまして、64ページの二つ目、女性特有のがん検診推進事業委託料が、今回新設されて、3月の補正で申請されて、それで、どういうふうにあと取り組むという、これ資料はあったですかね。ちょっと探しとったんですが、内容とあれがわからないので、どういうふうに補正でされて、これからされていくのか、説明を。

健康福祉課長 この女性特有のがん検診といいますのは、子宮がん検診と乳房がん検診というところで、昨年の7月ごろに国からの要綱が出てきまして、100分の100という補助率で行うということで、町も実施をしております。

内容につきましては、子宮がん検診につきましては、二十歳から40歳までの

5歳間隔の特定の年齢の方を基準としております。

また、乳房につきましては、40歳以上で60歳までの5歳刻みの方を対象に実施をしております。

8 番 確認ですが、昨年の21年度のがん検診の実績の分に対しての100分の100の補助がおりてきたということでもいいわけですか。

健康福祉課長 この年齢の対象者について100分の100が補助金となっております。

8 番 それともう1点、さっきの70ページ、商工費に戻りまして、もちむぎのやかた運営事業補助金が今回33万8,000円補正されてますが、この内容を。

産業課長 このもちむぎのやかた運営事業補助金でございます。もちむぎ生産の奨励補助金でございますけれども、この増額につきましては、このたびハダカムギの価格が上昇したということでございます。21年度産のハダカムギが全国的に不作だったということから、入札価格が上昇したということでございます。当初、904円を見ておりましたけれども、1,597円ということ増額しております。その結果、33万8,000円が増額ということで、637袋ということで、101万8,000円ということございまして、当初の68万円から33万8,000円分が増額になったものでございます。

8 番 わかりました。904円で思い出しました。12月議会の、もちむぎの価格設定のところの分ですね。

それとあと、もう1点だけ、78ページに、今回、長野橋のところの、清掃車入ったものを防災倉庫に整備するということなんですが、あそこの場所で、七種川の、もし出水した場合の水没の、水位との関係ですね。せっかくしても、あそこのつかってもうて行けないでは意味がないし、水没してしまえば、備蓄資材も傷みますし、そのあたりの検討と、それからこの中に入れる防災備品の整備スケジュールはどのように考えておられますか。

住民生活課長 2点目の、中の備蓄備品につきましては、22年度検討していくという形で備品をそろえるという計画をしております。

水没はもっと低い下流の方で冠水するというので、上流の方は大丈夫でございます。

議 長 ほかにございませんか。

1 3 番 2点だけお尋ねしたいと思えます。

まず、61ページの6目の子育て応援特別手当金が2,200万円ほど減額になっていますが、これは何でこんなに減ってるんですか。

住民生活課長 子育て応援特別手当につきましては、さきの厚生労働大臣から執行停止ということで、3歳から5歳までの1人当たり3万6,000円が支給予定でございましたけれども、22年度の新年度において子ども手当に置きかえるという形で減額補正をさせていただいております。

1 3 番 当初予定されておりました昨年の年末に支給される予定だった分のやつが支給停止になったということなんですね。すなわち、政権が交代になったので、それはできないという形の理解でよろしいのでしょうか。

住民生活課長 その制度は一応廃止という形でございます。

1 3 番 もう1点、69ページの6目の緊急雇用対策費、これも270万円ほど減額になっているわけなんですが、この理由について説明をお願いいたします。

産業課長 雇用再生事業でございます。当初見ておりましたものが、先ほど言われましたように、地方元気再生事業の方で補助対象となっておりますので、そちらの方で事業を行ったために、この274万9,000円が減額になっております。

1 3 番 緊急雇用で国からおりてきたお金を、やはりこれは雇用対策費の一環として、

地元で失業されている方々を使って、そしてそのお金を支給するという形の、これはお金だと思ふんですよ。ですから、緊急性に欠けてるのではないかと思ふんですよね、考え方が。やはり、そういう形で、どんどんと仕事をつくっていただいて、そして今困っている方々に手助けをするというのが本来の目的だと思ふわけなんです。ですから、その辺の努力が足りないんじゃないかという感じがするんです。ですから、こういうお金はすべて使って、それで地域の活性化につなげていくという努力も必要ではないかなと思ふますが、その点についてはいかがでしょうか。

産業課長 当然、議員さんの言われるとおりでございます。21年度につきましては、当初、時間もなかったということでもございまして、元気再生事業の方から、補助対象になるかどうかわからないということで、緊急雇用の方でお願いをしております。地方元気再生事業の方で補助対象になったものですから、こちらの方を次年度に送るということで、その残った分につきましては、当然、22年度で雇用計画をしているところでございます。

議長 ほかにございせんか。

9番 補正予算の64ページ、先ほど隣の広岡議員がお聞きになりましたが、健康診査のことについてお尋ねをしたいと思います。

昨年9月にも、20年度の決算でもお聞きをしたんですが、この特定基本健康診査、実施率のいかんによって交付税に影響があるということをお聞きをしております、ここに民生の委員会でももう既に議論があったかとも思ふんですが、私はちょっと先ほどの委員長さんの報告でもよくわかりませんでしたので、お尋ねをしとるわけですが、ここへ民生の委員会の報告の10ページに、ずっと実数は上がっております。これはこれで、こういうことだろうと思ふんですが、このほぼ3月の補正をしますと、年度の実績になるんであろうと思ふんです。そういう観点から、受診の率、これが何%になるとお見込みになっておるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

健康福祉課長 健康診査の受診率でございますけども、特に国民健康保険では、特定健康診査の計画を持っておりまして、20年度では実施が約30%というところでございますけども、21年度、この特定健診については、もう既に集団検診ということで動いております。約35%ぐらいになると見込んでおります。

9番 たしか、目標は45%ぐらいやというふうにお聞きをしとったように思ふんですが、この目標と、大きく10%違うわけですね。今度、22年度の新予算のところでもお聞きをしますが、今年度、21年度の10%違うのは、何ゆえそういうふうになるのか、22年度の予算組む際に、恐らくいろいろと反省もされてなされておると、予算が組まれとると思ふんですけれども、その辺のところ、事業の有効性とかいうようなものもお考えになって、何ゆえ10%低い率の実績になる予定なのかというところをご説明いただきたいと思ふます。

健康福祉課長 当初の目的は、21年度では45%でございます。このパーセントにつきましては、国が定めた5年後が65%ということの設定において、各年度予定の率を計画をしているものでございます。しかし、実際に集団健診等で健診をしておりますが、未受診者の方にも、勧奨は個別に行って受診を促しておるものでございますけども、今のところ、当初予定の45%というのは達成できていないような状況でございますけども、22年度についても、未受診者、特にまた土曜日、日曜日の健診もふやして、受診の率を上げていくという考えでおります。

9番 何ゆえやというところが余り答弁になかったように思ふんです。土曜、日曜をふやしてということですから、土曜、日曜にやってなかったからということや

この補正予算を見ますと、税収が減って、その分借金をふやして、それから一方で財政調整基金の取り崩しをやめて、さらに四千何百万円か積むということで、税収が減って貯金をして借金をするという、こういう構図になっておりますので、そのこのところ、よくわかりやすいように説明を願いたいと思います。

企画財政課長 減収補てん債の計算方法につきましては、まず平成21年度の普通交付税の算定におけます法人税割の見込み額、これと実際、平成21年度の税収で調定を起すべき見込み額、この差額について発行が可能となります。

具体的な数字で申し上げますと、平成21年度の普通交付税の算定で用いられた標準税収入額、これはあくまで法人税割の収入見込み額ですけれども、約3億3,300万円です。平成21年度、税収における調定見込み額につきましては、現年の収入で1億7,540万円を見込んでおります。なおかつ、歳出還付が5,800万円程度ございます。この差、1億1,700万円程度しか見込めないと。先ほど申しました3億3,300万円と1億1,700万円の差、約2億1,600万円が発行可能額となります。

過去におきましてもこういった差は出てきておりましたが、これだけの大きな差は出ておりませんでしたので、財政調整基金の方で調整をしておりました。このたび、かなり大きな差が出ておりますので、減収補てん債を発行することといたしました。

発行額につきましては、最終、補正前の財政調整基金取り崩し予定額1億2,200万円ほどでございましたが、これに見合うものを減収補てん債で充てたという考え方をしております。

なお、この発行します減収補てん債につきましては、75%が交付税算入となります。この考え方は、あくまで法人の税割の見込み額に対して基準財政収入額に算入されるのが75%でありますので、後年度算入も75%という考え方でございます。

- 1 1 番 75%ということですが、そういうことも含めて、全体として住民からの要望はさまざまな要望があるわけですし、それらについてもある中で、貯金をわざわざふやすということも含めて、最初に言いましたように、借金をして貯金をするという、こういう財政運営が中・長期的、長期的という無理かもしれませんが、中期的にもどんな考え方で財政運営を持ってやっておられるのかという点について聞いておきたいと思います。

企画財政課長 最終予算の中で約4,400万円、財政調整基金の積み立てを計上しております。この4,400万円を見込んだ理由の一つとしましては、現計予算の中に財産収入で旧の福崎南保育所の売り払い、約3,000万円を積算しております。これ、最終26日まで受け付けをしたんですが、申し込みがございませんでしたので、このあたりにつきましては、年度末を見まして、積立金で調整をさせていただきたいと、約3,000万円減の積み立てをベースに考えたいと思っております。

議 長 ほかにございませんか。

- 4 番 このたびの補正予算の大きな要因の中に、地域活性化の交付金というのがあると思われるんですけども、例えば、経済危機対策臨時交付金充当の事業、あるいは公共投資の臨時交付金の事業、それからきめ細かな臨時交付金の充当事業というふうに、企画財政課の資料に載せられているとおりに思うんですけども、これらの事業が決定した経緯をお尋ねしたいと思います。例えば、各課から要望を出されて、その中で決定されていったんじゃないかと、ふだんから、こんなこと、ここを直したいとか、こんなもんが欲しいなとかいうのが、財政的に今まででき

なかったことが今回できたと思われるんですけど、そこら辺の決定された経緯をお尋ねしたいと思います。

企画財政課長 このたび、三つの交付金で相当な施設修繕を中心に事業を行っております。ご指摘のように、まずは担当課からの要求に基づいたものがほとんどでございます。それ以外につきましては、教育用パソコンにつきましては、財政側との協議の中で充ちもさせていただいております。また、地元要望のございますような事業もこの中に盛り込んでおります。

以上です。

4 番 私も以前から要望しておりましたものが二、三入ってますから、余りきつくは言えませんが、もしも、その内容を見ましたら、特に、私を感じるの、行政側から見た事業、住民の要望なんかの収集とか、そういったものは何か考えられたんでしょうか、そこら辺のところをお尋ねしたいと思います。

副 町 長 今、質問議員からあったとおりでありまして、平素からのそういうご要望をいただいておりますのが住民からの要望と思っております。

また、町の計画等にも計上しておりますように、それら等の施策の上において査定をさせていただきました。

4 番 今回、いろんなことがこの交付金の結果、できましたけども、住民に対してもう少し大事なところがなかったんかどうかということも、考えるわけですけども、そこら辺の点はどうでしょうか。

企画財政課長 今回のそれぞれの交付金事業につきまして、担当課から、日ごろそういった要望とかを受けた中で、要求が上がってきているものと思っております。

議 長 ほかにございませんか。
よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第8号、平成21年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。

1 1 番 担当課の資料の23ページを見ておられますと、一般分の1人当たり医療費が平成16年度の14万円余りから20年度20万円、21年度22万6,000円というふうに、そして22年度には23万4,000円というふうに、ずっとふえていっているわけですが、この間、診療報酬も薬価も、そんなに大きく上がっていないわけですが、このような大きな増額になっておる、その理由はどのようなことなのか。あるいは、全県平均ではどのような状況なのか、お聞かせいただきたいと思っております。

健康福祉課長 資料23ページには、一般分と退職分と分けて、1人当たりというふうに出しております。平成20年度から特に制度改正がございまして、65歳以上の退職分の方が一般分の方へ移っております。特に、医療費の高い65歳以上、また70歳代の方について、平成20年度に一般分というところになりますので、率としては20年度、21年度がこういったかなり高い率となっております。

全国ベースでもそういう傾向にあるかと思っております。ちょっと詳しい資料までは持ち合わせておりませんが、福崎町の医療費については、そんなに高いというところではないと思っております。

1 1 番 それでは、後ほど調べてお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、当年度補正予算とのかかわりではありますが、いつも一つ覚えのように言っておるわけですが、1、2月の支出見込みを幾らと見積もっておるのか、1月はもういつも言うように、正月もあって支出は少ないんです、2月は

28日しかないし、支出は少ないんです。12月は多くなるんですね、正月前にもらったりしますからね、そんなことが毎年わかっておるのですが、どのような予算を組まれておるのかと思うのですが、あくまで3月から12月までの、これまでの平均額を1、2月に割り振ったということなんでしょうか、どうでしょう。

健康福祉課長 22年度の見込みにつきましては、資料の22ページに添付しておるわけでございますけども、1月、2月、一般分につきましては、1月、2月を推計しております。それまでの12月までの月平均が8,200万円程度でございますけども、1月、2月は8,000万円と8,100万円程度ということで、若干少なくしております。

それと、退職分につきましては、月平均860万円程度でございますけども、特に1月、2月につきましては、冒頭の説明でもしましたように、高額な医療費が1件見込まれましたもので1,500万円という金額を提示しております。あくまでも、平均をそのままというわけではございません。今言われましたように、過去の経過も見まして、1月、2月を推計しているところでございます。

1 1 番 もう1点、歳入部分で、国、県からの支出金等に当たる部分で未定な部分というのはどのような項目があるでしょうか。療養給付に係る国の負担部分を除いて、特に交付金とか、あるいはその他の部分、お聞かせをいただきたいと思っております。

健康福祉課長 歳入につきましては、資料の勘定表で申しますと、確定しているというところは国庫支出金の療養給付費の介護納付金、老健拠出金、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金過年度分というところでございます。

そのほかには、介護保険従事者処遇改善交付金、それと、高額共同国庫負担金、それと特定検査等の国庫負担金。支払い基金等の療養給付費にまいますと、過年度分と老健拠出金。県の支出に申しますと、県負担金、県補助金、それと繰入金、保険基盤の安定分というところが今のところ確定でございまして。

1 1 番 要は、まだ未確定の部分で調整交付金とか、その他で、あとまだふえてくるような見込みのものはないのかということなんです、いかがでしょうか。

健康福祉課長 ふえてきますのは、実績で医療費が伸びれば、過年度で交付があるわけですが、国庫負担金につきましては、今見込める額を100%見込んでおるような状況でございまして。

議 長 ほかにございせんか。

7 番 22ページ、交通事故等による第三者行為損害賠償金ということで、145万円補正が上がっております。これは、もう既に12月からこういったことで計上されたものを見込んでおられるのかどうかお尋ねをしたいと思います。

健康福祉課長 この分は2名分で実績を計上しております。

7 番 この第三者行為というのも非常に難しいと思うんですね。これはレセプトで来た分だけしかとらえられておられないと。第三者行為に類するような、そういった事故等について、本人に確認を、これはどんな事故ですかというような確認等は、改めて役場の方からしておるといような事象はありますか。

健康福祉課長 この第三者行為といいますのは、ほとんどが交通事故でございまして。交通事故を起こされますと、誓約書ですね、国民健康保険を利用するという届け出をしていただきます。それによって、国保連合会の方が後ほどに示談が過ぎれば、それを求償すると、その求償した金額を雑入として今計上している分でございますので、そういった意味では、もちろん本人に確認もしておりますし、誓約書もっております。

7 番 実態はかなり多いと思うんですよ。後ろから追突されて、とりあえず病院へ行ってきますわと。病院へ行ったらもう大丈夫ですよというようなものは、多分こ

これは第三者行為にはなっていないと思いますね。非常にそういった軽症について把握するのが難しいと、大きな入院とか、そういったもの以外の部分については、非常にとらえにくいと思うんですが、どの程度成果が出るかわかりませんが、そういった事象についても、役場としてもきっちりとらえる方向で検討をしていたかどうかということも必要ではないかと思いますが、いかがですか。

健康福祉課長 毎月レセプト点検を業者にも委託しておりますし、町の職員もやっております。そういったところで、こういった交通事故等に疑いのあるものについては、すべて調査をしているということでございます。

議長 ほかにございませんか。

8 番 歳入、1、2ページで健康保険税の歳入が載っております。保険税がかなり減額されて上がっております。一番上ですね、療養給付の現年度、一般被保険者の現年度分で1,330万円減額ということで、この計算根拠は、福祉課の14ページの資料に載っておるわけなんです。一般分の計算式がありますが、この1,330万円減額では、調定額が変わったのか、収納率の関係でなったのか、まず説明をお願いします。

税務課長 ここに示させていただいている数値につきましては、21年度、収入できるというふうなことを勘案いたしまして、ここの数値を上げさせていただいております。それで、徴収につきましては、我々滞納委員会もご承知のように、つくっておりますし、それと、国保におきましては、健康福祉課資料の16ページに短期証の交付状況もお示しをさせていただいております。そういう役場に足を運んでいただきまして、納税相談をして、短期証を交付しておるというふうなことで、日々徴収率の向上には努力をしているところでございまして、加えまして、県の回収チームも入っていただいておりますので、最終的な数値を勘案いたしまして、この減額をさせていただいております。今後、徴収には引き続き努力させていただきます。

8 番 税務課長は早々と答弁されたんですが、それはこれから聞こうと思ってました、滞納の分ですね。2ページですと上から四つ目、310万円を減額を、多分こうやいうことを早々と答弁されたと思うんですか、今聞いているのは、一番上、1,330万円のこの減額となる、この数字の根拠を教えてください。これの計算根拠が資料の14ページの一番上の左側、一般分で、2億4,800万円掛ける収納率93.83ということで出ておりますね。それでこっだけ当初予算から出てくるんですが、当初予算に対して、この調定額が下がって、この1,330万円減額か、収納率が下がったかの、この理由を聞いておるだけです。

税務課長 調定額が下がっております。1,300万円ほど調定額を下げております。調定額が下がりました原因におきましては、被保険者数の減と、それから所得の減でございます。

8 番 じゃあ、詳しい数字はまた後で聞きます。

それと、医療分、滞納の分が、14ページの資料のマイナス271万円というのは、一般分と退職分を含めてで、一般分が議案書の2ページでは301万円となっております。もともと、この当初予算は幾らで計上されておったんですかね。

税務課長 医療分の滞納分、マイナス301万円の当初予算におきましては、961万円でございます。

8 番 そういうことで、900万円から300万円、3分の1はもうここで補正しておこうということであれば、当初目標が900万円に対して、こっだけ少なくなるということで、さきに、今税務課長が答弁されたですけども、これを見てみますと、関係5課での徴収とか、そういうのが機能してくれるかどうか、疑問に

感じるところがありますので、ここで補正したから、決算は大丈夫ということじゃないように、きちっとこの国保についても、徴収努力を求めておきます。大丈夫ですね、税務課長。

税 務 課 長 努力いたします。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第9号、平成21年度福崎町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第10号、平成21年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第11号、平成21年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。

8 番 1点だけ、雑入のところでお尋ねしたいと思いますが、19、20ページ、ここに介護予防の各実施されてます教室の負担金、雑入として上がっておりますが、非常にこれすべて、特に上からの四つ、筋トレ教室、いきいき音楽クラブ、いろは教室、認知症予防教室、これが減っております。当初予算でいいますと、筋トレが18万円から10万円に、いきいき音楽クラブが3万7,000円が2万3,000円に、いろは教室は18万円が10万円に減額、認知症予防は58万円の予算に対して20万5,000円の減額と、大きくされるのは、多分実績で利用者が少なかったからではないかと、私は予測するんですが、この減額される理由と、それからこの各教室への参加の呼びかけ、募集についてきちっと本当に対応を今年度されてきたのかについてお尋ねいたします。

健康福祉課長 この雑入につきましては、筋トレ等の個人負担金の減でございます。筋トレ教室等は当初予算では650人を予定しておりましたが、実績見込みでは329人、またいきいき音楽クラブでは735人を想定しておりましたが、260人程度というところで、当初はそういった筋トレなり、個人の予防につきましては、全員が参加していただけるというようなことで、予算を組んでおりましたが、呼びかけ等、広報は十分にやっておりますけども、実際に参加していただいた方が途中で休んだり、また人数が減ったりというところで、実績で補正をしているところでございますが、今後ともPRして対象者の発掘に力を入れていきたいと考えております。

8 番 介護の、これをただ費用的に減らすのではなくて、やはり介護のお世話にならないように、健康にいくための一番人生をずっと生きていく上で大事なところでありまして、介護予防の教室というのは、非常にひとつ大事な、予防的には大事な事業でありまして、こういうことを、教室を経験して、実際に教室に行かなくても、あとは各家ででもそれに近いような運動もして行って、介護のお世話にならないようにするという事業の取り組みが必要だと思うんですね。そのところで、今、上の二つだけ言われても、半分、あるいは半分以下になってるというところで、とりあえず、また22年度でも聞きますが、22年度に向けては、こういう介護予防について、これを反省した上で何か概略的にどういう事業とする

という、詳しいところは聞きますが、反省だけ、これをどう評価されて、どういう呼びかけでするのか、内容的に変えるのか、そのあたりはどのようにとらえるか、概要だけを先に聞いておきます。

健康福祉課長 もちろん、21年度の実績見込みをもって22年度の当初予算を積算するわけでございます。22年度につきましては、説明しましたように、新しい事業もたくさん盛り込んでおります。その中でできる限り参加を希望して、介護予防に力を入れていく、22年度はそういう計画をしております。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第12号、平成21年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。

8 番 まず、19、20ページ、事業費の分で、この明細をお尋ねしたいんですが、水道管移設補償費が大きく減額補正されてますが、まず、理由をお尋ねいたします。

下水道課長 この減額につきましては、各工事を進めてまいりました21年度執行分でありますが、その関係上、実施に伴い落札減等で生じた減額でございます。

8 番 7,000万円が、これが落札減だけの額なんですか。それとも、どこか事業を実施できなかった、その分の費用、場所は入っていないわけですか。20ページです。

下水道課長 これは、実際に計画どおり、これまで下水道課で進めてきたわけなんです、その中で、予定していた下水道管移設工事が減額となったというところです。

町 長 しばらく休憩をお願いしたいと思います。

議 長 しばらく休憩いたします。再開は13時といたします。

◇

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

◇

議 長 会議を再開いたします。

議案第12号、平成21年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、ただいま質問ございました水道管移設補償費について、答弁を求めたいと思います。

下水道課長 水道管移設補償費なんですが、これは21年度、吉田工区の補償をしております。それと、長目雨水幹線に要したものです。一応、当初予算額としては2億3,010万円あったわけなんです、執行後は、1億5,869万3,000円となりました。落札率といいますか、執行率としては69%であります。

8 番 工事の方の入札減とか、新規工事の繰り越しとかと、それから水道管の場合の処理の関係とかも聞こうと思うんですが、それはまた詳しくは、こっちの方も勉強したいと思います、とりあえず、工事の方で、今回議案書では4ページに繰越明許で、5億3,384万円と、それから下水課の資料では2ページに1から9カ所だけという資料だけなんです、この1から9番ですね、このうちには④、⑤で、八反田の分として、きょう、これから可決されるでしょう、その分の計上も予定としてあるんですが、これの合計で5億3,384万円ですが、この計算の各①から⑨の工事の契約日と着工日、それから、3月末での進捗率予

定と、それに対する繰り越しの額の表を資料として出していただきたいと思うんですが。

予定でこの繰越明許の5億3,384万円の分に対しての資料のデータを、産建は2月1日か何かに出てますね。あれをちょっと直していただいて、最終的として、確認をしたいと思いますので、その資料は出ますね。

下水道課長 少々時間をいただきたいと思います。

議長 ほかにごいませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第13号、平成21年度福崎町水道事業会計補正予算(第2号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

9番 水道の補正についてでございますが、12月に質問をさせていただきまして、年間の仕事の量、現在の進捗状況等を確認していただくために、補正予算を組んでいただいたらどうかという意見を申し上げました。

今回は、収益的収支も、資本的収支も補正をしてございます。見せていただきますと、収益的収支の方は、見通しよりも、より達成ができるんだという補正になっておりまして、非常に頑張られてやっておられるんだなということで評価をしております。

一方、資本的収支の方なんでございますけれども、資本的収支につきましては、資本的収入、これが予定額、当初2億2,848万円ということでございましたが、補正では6,750万円になるんですということですね。率にしまして29.5%と、30%に満たない。

支出は3億5,735万5,000円という予定額でありましたが、今回の補正で1億5,940万7,000円ということですね。これは44.6%ということになるそうでございます。そういう数字が出ております。

ちなみに、私12月で、それぞれの年度末の見通しはどうでしょうかということをお尋ねいたしました。そのときには、先ほど収益的収支のところでも申し上げましたように、若干低い数字が収益的収支の方は出ておりまして、達成率がね。資本的収支の方は、もうちょっと、パーセントは高い数字で答弁をされております。これはあくまでも見通しですので、見通しはあくまでも見通しですから、違ったことについて、どういうところが大きく違ったのかということも、お聞きをしたいわけですが、12月の担当の課長さんの答弁によりますと、資本的収入と支出ですね、お答えになっておるのが、予算額が2億5,126万円に対しまして、1億3,538万円になるんです、こういうことを言われとるんですね、収入の方が。支出の方が3億8,003万円の予算に対しまして、2億5,188万円になるんですと、66.2%ですか、というようなことを言われとるんですね。この予算に当たるところなんですけど、この数字が、課長さんは何か勘違いをされとんかなと思うてね、そのときの答弁、私もうっかり聞き逃しとんですけどね。議事録を見てましたらね、どこにこんな数字が出てくるんかいなど、大分探したんですけども、これに時間をえらいとられまして、ほかのことを調べる余裕がなかった。一遍、ちょっとその辺を答弁してください。

水道課長 大変申しわけございません。12月に答弁したときの資料をちょっとここに持ってきておりません。申しわけございません。

9番 資料がなかったら、言えんいうことですから、それはそれでいいんですが、どこを見ましてもね、今言いましたような、12月の答弁の予算額というのが出て

こないんです。すべてそうですが、議会の答弁でございますので、正式な場所での、議事録も残りますし、できるだけ正確を期して答弁をしていただくということを皆さんに求めておきたいと思えます。

補正も見てみましたが、収益的収入、支出で、支出の方で1回目の補正がなされとるだけでございまして、そういうことですので。そういうことを申し上げておきまして、先ほど言いました資本的収入及び支出、これが予算と大きく違う、また見通しとも大きく違ってきたというところなんですけれども、予算に対して、これ決算のときに言うことかわかりませんが、今、補正が出ておりますので、申し上げますし、お尋ねをするんですが、こういうふうな低い数字になるということですね、厳しいかわかりませんが、こんな達成率やったら人が余っとん違いますかということも申し上げました。当初に、予算を組んで、それを達成するべく人員配置ができると私は理解しておりますし、一般的にはそうだろうと思えますので、そういうことも申し上げたんですが、収入が29.5%、支出が44.6ですね、半分いかない。したがって、工事ができなかったということなんです。

この辺、もう何ゆえ違っておるんですかということ、見通しをお尋ねしたときに聞いておきまして、八反田の下水工事ができなかった、それと中島井ノ口線の、これも下水道工事ができなかったからだということで、その減少の部分が1億400万円、入札減が2,400万円ぐらい、3月末までにはもう少し増加するだろうという答弁でございました。

改めて、今回、この1億3,538万円、2億5,188万円という見通しを立てておられたものが、今言いましたように支出が1億5,940万7,000円、収入が6,750万円になった理由をお答えください。

水道課長 水道課の資料2ページをお願いします。

この資料によりまして説明をいたしますけれども、まず収益的収支の収入、工事負担金、これが大きく違っておりますのは、12月にも説明いたしましたけれども、八反田地区を今回補正で減額をさせていただいて、22年度当初に計上するというふうな形で違ってきております。

また、消火栓設置工事につきましても、180万円の減ということで、これも実績見込みと、街路の中島井ノ口線に設置すべきものができないという形で、これも180万円の減。それから、給水工事負担金、これも1,420万円の減ということで、給水工事の申し込みが本年度は少ないという形で減ってきております。

また、工事負担金も、先ほど言いましたように、八反田地区を22年度に振りかえると、それから街路中島井ノ口線も振りかえると、そして入札減ということで、この減が1億4,498万円という形になってきております。

また、それに見合う歳出でございますけれども、先ほど言いました八反田地区、街路中島井ノ口線、そして入札減というふうな形で、それぞれ建設改良費、あるいは給水工事費は給水申し込みの減によりまして、1,420万円の減という結果になっております。

- 9 番 この表がつくってありますので、それぞれのあれはわかるんですが、じゃあ、12月の地点でお聞きしたように、それぞれでどのぐらいということは、今資料は持ち合わせておりますか、持ち合わせておりましたら、ちょっと詳しくお答えいただいたらと思うんですがね、どうでしょう。なかったら結構です。

水道課長 入札減が、実績見込みということで申し上げますと、入札減が約4,430万円ございます。そして、八反田地区が1億2,140万円と、そして中島井ノ口

が9,000万円という形で、それぞれ減になる見込みであります。

- 9 番 ということだそうでして、そうなりますと、前も言いましたように、水道は、下水の後追いですので、先に水道というわけにもいきませんしするんですが、この予算に対して、執行ができないというようなことだと、例えば、管理者は、どういうふうに管理をされておるんか。いわゆるPDCAのマネジメントサイクルを活用して、事業を行っているのは、私は常識だろうと思うんですが、そのチェックのところで、年度間に何回ぐらい、どういうチェックをされておったんか。チェック後、それに対して出納閉鎖の5月末までで結構ですけども、どういう対応策を講じるのかというところが大事だと思うんですね。そういうところから、もしチェックを何回かやられておりましたら、その改善の内容とか、どこの何をということも必要でしょうから、主体であるとか、時期をどうするんだということ、結果は今聞きましたけども、途中の経過ですね、その辺のところをお答えいただきたいと思います。

町 長 チェックは幹部会とか、あるいは庁議等で行っているわけでありまして、各課からの報告を受けながら、大きく変更しなければならないところはするわけでありまして、今回は12月に、特に指摘を受けまして、例年だったら補正を余り組んでいなかったという面もあるわけでありまして、本年度は丁寧な12月のご指摘を受けているという状況も踏まえまして、今回はこのように報告をさせていただいているということでございます。

そして、下水道課と水道課との横の連絡というのは極めて大事な関係、特に今は下水道と水道が本当に並行して行っているというのがかなりの大部分を占めておりますので、その縦横の関連をより緊密にしていくということが重要ではないかと、そんなふうな話し合いを進めているわけでございます。

精査は、もちろんいろいろところで一番正確な資料、予算、しかも執行も十分にやっていくということが望ましいわけでありまして、今後ともそういった形で作業は続けていく必要があると思っております。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第14号、平成22年度福崎町一般会計予算について、ご質疑がございましたらどうぞ。

- 1 0 番 学童保育について、予算書の182ページの方に出ています。また、総務文教常任委員会の3月1日の6ページの資料を見ながらお尋ねをさせていただきたいと思っております。

学童保育については、以前から土曜日の開設等について、保護者の意向調査を行い、積極的に進める方向での検討を求めてきたものとして、新年度から実施することとした。また、春休みの開設日時についての表明は、前進として評価するものであります。

また、従事する指導員の待遇改善により、継続して職務に熱意を持って当たってもらえる環境づくりについても要望してきたものとして、以下の点についてお尋ねをしたいと思っております。

まず、6ページの常任委員会の資料の22年度学童保育園のしおりというところで、保育の時間として、土曜日が午前8時から午後0時30分となっております。保護者の勤務というんでしょうか、労働実態との整合性についていかがなのか。アンケートに基づく結果がこうなのか、私なりに就学前後の児童のいる家庭でありますとか、町内へのそうした方々の転入を見ているんですけども、母子のみ

の構成といった家庭もあるようです。全体として、子育て世代の転入の促進、子育てしやすい環境整備、働く権利をしっかりと擁護していくという立場から、土曜日のあり方についての検討についての経緯というんでしょうか、その辺についてお知らせいただけたらと思います。

学校教育課長 今、ご指摘のように、22年度から土曜日も開設をしていくということで、取り組みの方、充実をさせていただいております。ただ、今言われますように、土曜日については、午前中ということで、今取り組みを進めさせていただく予定にいたしております。本来、土曜日なり、また日曜日も実施するのが一番保護者にとっては望ましいことかと思えますけれども、今の保護者の意見なり、また今まで学校が土曜日の午前中開設していたという、そういった流れも受けまして、とりあえず22年度は午前中の実施を実施していこうということで、今充実をさすという方向で進めさせていただいております。

1 0 番 当面、22年度はそうした形で進めていくということについて、それはそれで当然というのか、今までの準備がそれでありますから、でありますけれども、一方で、私が指摘をさせていただきたいのは、小学校の低学年児童が昼食を1人で食べるということは情操の面でも、安全の面でも避けることが望ましいというのは当然だと考えております。実際に、家庭に帰ってもかぎっ子というのでしょうか、保護者のない中で1人で食事をするという状況も考えられるわけでありますから、今年度、土曜日の開設に当たって、希望する児童などについては、昼食を学童保育園で済ませて帰宅できるというような方向への対応を柔軟に図っていただけないかと思うものですが、こうした検討についてはいかがでしょうか。

学校教育課長 休日の、夏休み中なりにつきましては、保護者からの弁当を持参しての学童保育を実施しております。そういった場合につきましては、当然学童保育で弁当を食べるという形で、食育の観点からもそういった中で取り組みはさせていただいております。ただ、土曜日につきましては、弁当は持参ということでは、現在のところ考えておりません。保護者の意向も今後お聞きしながら、弁当持参をお願いしていくことが可能であれば、そういった取り組みも検討はしていきたいと思えます。

1 0 番 実際、子どもさんが家へ帰って、カップラーメンみたいなものでも、熱湯でのやけどとか、そんなこともまま起こっているということも聞いております。ぜひ、希望する家庭の児童については、昼食をとって帰られるという方向への検討なりを大いに進めていただきたいと、積極的に、方向でのお願いをしておきたいと思えます。

あと、特に定める日というのがここに書かれております。いわゆる保育実施を行わない日ということで、特に定める日というものが掲げられております。創立記念日でありますとか、授業が午前中に終わる日ということであろうと書かれております。一方で、保護者にとっては、そうした曜日いうんですか、日においてこそ、学童保育園の保育を期待するというんでしょうか、早く終わってしまえば、それだけ1人でいる時間が長いということでもありますから、こうした点での改善の方向については、いかがでしょうか。

学校教育課長 学校行事等で特別に定める日につきましては、基本的には学童保育は行わないという考え方で今進めさせていただいております。

当然、学校間で、行事予定で、当然違う日で学童保育を実施する日、実施できない学校等が出てまいります。そういった中で、当然、弁当持参というものも保護者に対しての負担も当然出てまいりますし、バスの送迎の関係も出てまいります。そういった中で、学童保育の実施に当たっては、それぞれ学校行事において

は、実施をしない方向で、今進めさせていただいております。そういった中で、希望する中で、どうしても学校で、行事でない場合にどうしても利用したいという方については、そういう場合は特例としてほかの学校で開設している場合には、受け入れはしているような状況であります。

- 1 0 番 複数校の受け入れをしているということの中身で、当該校で受け入れをしている場合に、ほかの学校から連れていくということが可能であるという理解でよろしいですね。とにかく、運営する側の事情というのはわかるんですけども、いわゆる保育に欠けるという面のある低学年の児童について、十分な配慮を重ねて求めておきたいと思います。

しおりには1年生から3年生と明記してございますが、一方で、学童保育園の月別利用状況というのでは、4年生も一部利用があるということでもあります。私は、むしろ4年生程度の子ども、5年生も含めて、希望があれば一緒に学童保育園で過ごしてもらおうということが、ここにも書いてありますような、異年齢の集団の中で、上級生の子どもが下級生の面倒を見ると、世話をするという場面も大変意味のあることであると考えているものですが、受け入れ対象児童という中で、4年生、5年生について言及がないんですけども、この辺については、特に希望すれば受け入れをするということは前から聞いていますが、いかがでしょうか。

学校教育課長 学童保育園の受け入れ体制としては、基本的には3年生以下という形で考えさせていただいております。ただ、その中で、兄弟が1年生におる場合とか、どうしても4年生でも受け入れをしなければならないような状況の家庭環境にある子どもさんにつきましては、学童保育園の定員等を勘案して、そのときの状況によって受け入れはさせていただいております。4年生以上については、自立的な活動をしていく必要があるかということで、3年生以下ということで、学童保育については、受け入れ対象といたしておるのが原則論でございます。

- 1 0 番 家庭に帰っても兄弟がないというふうな、一人っ子の場合とか、そういうことも含めて、4年生についても希望すれば受け入れの枠はあるということでもありますから、柔軟な対応をお願いしておきたい。

あと、21年度の指導員賃金の237万8,000円から326万円と、100万円弱伸びておりますけれども、土曜の開設等を含め、指導員の体制や待遇の改善などに具体的な変更があるのか、その辺についてお答えいただきたいと思います。

学校教育課長 賃金の増額につきましては、今、議員が言われましたように、土曜日開設に伴うものの増額及び夏休み中が、昨年度、21年度実績で65名なり60名といった形での利用人数がふえてきております。そういった中で、2人体制ではなく、3人体制、またプールの使用もやっておりますので、そういったときの監視体制を充実させるためのアルバイトの増員に伴う増額でございます。

- 1 0 番 指導員の男女比というものについても、要望しておったわけですが、現状、22年度の運営について、指導員の男女比というのはどうなる見込みでしょうか。

学校教育課長 今、8人程度でローテーションを組んでおります。その男女比率の割合としては、男が25%の2人体制になるかと思っております。今の現状をベースにして、あとアルバイトの方で登録をさせていただいて、やっていただけるような方があれば、ローテーションに入れていきたいという考え方では進めております。

- 1 0 番 以前から申し上げてくることの繰り返しの部分もございましたけれども、引き続き、学童保育園の事業を必要とする家庭、子どもの立場からの一層の充実を求めておきます。どうもありがとうございました。

議 長 ほかにございませんか。

1 3 番 事項別明細書の173ページ、174ページ、175ページ、この辺を聞いてみたいと思います。このたび、子ども手当の創設に伴いまして、今回の22年度の予算におきましては、3億5,827万2,000円が計上されております。そして、それにつきましては、要するに政権が変わりまして、民主党が当時、1人頭2万6,000円の支給をしますということから、あえてそのような予算ができなくて、1万3,000円になりまして、そしてこのたび、各市町におきましては、そのような精算書が回ってきてるものと理解をしております。

そこで、このたびは、この説明資料を見ますと、説明資料の2ページに、今回は支払月は6月と10月と2月というふうな、3回に分けて支給すると書かれているわけでございます。そして、それにつきましては、この辺に細かく書いてあるわけですが、最初の、6月に支給する金額、これにつきましては、延べ人数で何人の方が該当するのか、この辺からお聞きしたいと思います。

住民生活課長 支払月の6月につきましては、前年度の児童手当、2月、3月分も支給されます。そして、4月、5月、子ども手当ということで、対象人数は変わってきます。ちなみに、被用者の児童手当につきましては、延べで838人、非被用者の3歳未満が第1子、第2子、第3子で延べ213人、特例給付の3歳児未満については、延べ12人。被用者、小学校修了前の特例給付につきましては、3歳から12歳で延べ2,582人が児童手当の対象ということで、3歳未満の被用者の子ども手当につきましては、第1子が1,942人、第2子が1,694人、第3子が800人、非被用者の子ども手当につきましては、第1子が540人、第2子が370人、第3子が234人、小学校修了前の第1子、第2子の子ども手当費につきましては、被用者は第1子が延べ6,034人、第2子が4,954人、非被用者は第1子が1,520人、第2子が1,264人ということで、これ第1子、第2子の分です。そして、小学校修了前の第3子以降の子ども手当につきましては、被用者が1,958人、そして非被用者が550人、中学生の子ども手当につきましては、1年生が1,850人、2年生が1,750人、3年生が2,030人という延べ人数になっております。

1 3 番 非常に広範囲に今数字を言われまして、すべて覚えていないわけなんです、このように、予算で計上されてる限りは、それぞれの支払月にこれだけの連絡をしながら、順次支払いをしていくものと考えているわけなんです、非常にこの6月の支給におきましては、前の児童手当と、また子ども手当を重複してお支払いするという形になるかと思うんですね。そして、今、173ページの上の段を見てみますと、このたびは前政権が培ってきました、この手当につきましては、1億3,676万4,000円という形の減額をされておまして、それらを含めて支払いをするわけなので、非常に計算も、私たち素人におきましては、わかりにくい状態で、これが計上されておまして、できるものでしたら、議会ぐらいまではこの資料を提出していただいて、こんな形で支給するんですよという説明も必要ではないかなという感じがするわけなんです、その辺の資料の提出については、どのように考えてますか。

住民生活課長 予算特別委員会で資料を提出させていただきます。

議 長 ほかにございませんか。

1 3 番 それで、先ほどの件については、計算式がここに来て、資料の3ページにこのように書いてあるわけなんです、中学生におきましては、今回は国の方から10分の10、全部支払いするという形になっておまして、これは素通りでもっていくわけなんです、今までの分とつけ加えまして、非常に事業主、あるいは

国、地方という形で按分してお支払いするようになっているわけなんですけど、ここにきまして、要するに国が支払う分と、地方あるいは事業主という形の分の、その負担については、今までと比べまして、変化があるわけなんですか。

住民生活課長 子ども手当につきましては、市町村の負担率につきましては、町の負担金が少なくなります。542万2,000円ほどが、試算では、2月時点では市町村の負担が少なくなるという形になります。

1 3 番 そしたら、事業主につきましては、そのまま並行して同じような金額をお支払いになるんでしょうか。

住民生活課長 事業主については、そのまま国の、被用者11分の13ということになっておりますが、事業主の負担は同じとなります。

1 3 番 支払い月が先ほど言いました年度内に3回というのは、これ間違いないんですね。

住民生活課長 6月、10月、2月、3回の支払い月でございます。

1 3 番 そうしますと、延べにしまして、10カ月分という形になろうかと思えますけれども、要するに、6月、10月、2月の支払いの方法なんですけど、とりあえず、どういう形でお支払いするのか、その辺の確認をしておきたいと思えます。

住民生活課長 支払いにつきましては、市町村の方で子ども対象者につきましては、口座振替等で支払いをするという形になります。

1 3 番 ここで、支払いもそうなんですけども、今学校教育の中で、給食費の滞納とか、またあるいは、いろんな学費の件とか、いろんな問題等も出ているわけなんですね。このたびは、このように政権が変わりまして、現物支給というような形になりまして、これは実際に、子どもさんが受け取るわけではないわけなんですね。そこのご家庭の扶養者、要するにお父さん、お母さんたちが受け取りまして、そしてそのお金を子どものために使ってくれるというような形になろうかと思うんです。そうでない家庭もあると思えますけども、子ども手当が大人手当にかわるというご家庭もあるような感じがするわけなんですけど、この学校においての滞納の問題とか、そういうものを、この手当でお支払いできるような状態を私が取り組んでいった方がいいんじゃないかなという感じもするわけなんです。せつかく、子どもの教育のためにお支払いするお金が、子どものために使われるというふうになれば、より一層経済的な効果も出てくると思うわけなんですけど、その辺のお考えはどのようにしているのか、お聞かせ願えませんか。

副 町 長 議員の考え方もございましょうが、この子ども手当については、子どもに当たるものでありまして、そのような形の上でいえば、滞納があるとはいえ、それら等と相殺するわけにはまいりません。一たん、懐の中に入り、それらがどういったような形になるのか、これはわかりませんが、しかし、それらを直接的に相殺するわけにはまいらないと思えます。

1 3 番 法律で決められていますからね、別途の使い道はできないと思えますけども、やはり私は、以前から申し上げてますように、ご父兄さん方の、そういう教育も必要ではないかなと思うわけなんですね。いろんな形で私もそういうご家庭の方も存じ上げております。しかしながら、家庭を調べてみると、別に給食手当をお支払いできないような、ご家庭ではないわけなんですね。しかしながら、支払いをしていないという形で、現在におきましても、非常に多額のお金が滞納として残っているというのが現実でございます。ですから、せつかく新しい政権が誕生しまして、こういう形で、1人当たり1万3,000円のお金が支給されるということになりましたら、これはそれぞれのご家庭のお母さん方も考え方も変えていただいて、しっかりと子どものために使ってもらいたいということがあります

ので、何か、ただ現物支給だけではなくして、それにつけ加えた文書も中に入れて通達をするような形で、何とか、町内そのものが円滑に回っていきけるような形の支払い方法を検討していただきたいなと思ひまして、この件の質問は終わります。

議 長 ほかにございませんか。

8 番 何点かお尋ねしたいと思ひますが、まず、歳入、使用料、事項別明細の47、48ページ、ここに社会教育施設の使用料が計上されておひまして、これをちょっと見ておひますと、3年ほど前からのデータを見たんですが、例えば、町民グラウンドですと、これはふえておひる、それから研修センターはそのままなんですが、特に、エルデホールが平成18年度の予算では、780万円の使用料やったのが、21年度、昨年が570万円、そして、504万円と、使用料が、予算計上が減ってきておひる。これを減らされておひる、まずこういうふうひに予算化、積算された根拠をお尋ねします。

社会教育課長 使用料の歳入予算につきましては、基本的には過去の状況や制度改正等を参考に、できる限り正確な数値を割り出すように心がけておひます。エルデホールにつきましては、数年前から減免規定の見直しをいたしておひます。特に、講演、福崎町なり、教育委員会が講演するような場合も減免をしようというこひで、住民さんがより使いやすい環境というか、そういう形にもっていつておひまして、3年前で100万円程度の減免が20年度で約300万円ぐらひに減免の額も非常にふえてきておひます。利用の人数につきましては、特に変わっておひませんので、そういうところが今回の数値にあらわれておひます。

8 番 使用の頻度いうか、使用率は余り変わらないと、同じように大体使われておひるというこひで、300万円ということになれば、確かに減った分がそれに充当しますので、そのようになると思ひますが、ここで考えてたのは、こういうふうひにせっかくの施設ですので、よりこういうのもっともって活用されるように、例えば目標値を掲げて、使用料のね、そういうこひも、例えば稼働率です、大ホール、メインホール、イベントホール、それぞれの、そういうこひも取り組みとして過去のデータと、それからこういうふうひに、行政評価にかかってくるんですが、2年後、3年後、4年後にどのぐらひまでもっていつこうという取り組みは検討されておひますか。

社会教育課長 社会教育施設におきましては、基本的には収益を目的として設置をされておひません。それぞれ施設には設置目的がござひます。例えば、八千種研修センターを見ますと、3万円というようひな歳入の予算を上げておひます。しかしながら、八千種研修センターでは、公民館クラブの利用率が非常に高く、一般の人が使う日がほとんどあいてないというようひなところござひます。しかしながら、施設の設置目的は、町民の健全な文化・教養の向上とか、町民の研さんの場というようひなところござひまして、使用率は少なくとも目的は十分達しておひるというところござひます。

そういつたところを踏まえまして、ただ単に多ければいいというんではなしに、住民が使いやすい、設置目的に合ったようひな形で歳入予算を計上していつきたいとと考えておひます。

8 番 きちっと、明確な答弁だと思ひんですが、使用料を上げるためだけの、公益を目的としていつるのは、これは十分わかりますので、今言われたようひに、減免の分も含めて、使用の中身と、それからその使用率、例えば、極端なこひ言ひまして、使いつたいのに、一部の人だけが1年間全部押さえてしもたというんでは、これもまた反省の点です。そういうこひも踏まえて、これからの使用の方法と目

標と、そういうのをきちっと、それぞれの施設でも検討されて、出されて、どうしてもこれでまだ希望があるし、もっと使いたい人もおると。だけど、今してる人はずっと使いたいということであれば、またそれはそれなりに施設の検討という、大きな課題にも入ってきますし、そういうことも含めて、この使用料のところで、ぜひ教育委員会は、事業評価も1回分つくられますし、きちっと、目標値なり、指標の内容、それを検討して数値化されるように、求めたいんですが。

社会教育課長 議員さん言われますように、その分につきましては、利用料という形ではなしに、利用率なり人数等、そういったところで対応していきたいと考えております。

8 番 頑張ってください。

それと、あとちょっと、小さいので何点かお尋ねしますが、160ページに住宅用火災警報器、上から4行目ですね、扶助費、老人福祉費であります。この内容を。これは、昨年度独居老人の火災報知機をつける事業をされてますが、それ以外また何か、これつけるところが出てきたわけですか。

健康福祉課長 これは21年度実施しました事業を継続して、22年度で50台分程度の予算を、積算をしております。

8 番 ということは、50人ほどはひとり暮らしになると。去年全部つけてますよね。そういう見通しと判断してよろしいわけですね。

健康福祉課長 21年度は予算的には280人というような、ひとり暮らしなり、また高齢者世帯、障害者ということで予定をしておりましたが、実際には150人程度の設置を見込んでおります。まだ、申請されてない方もございますので、そういった点で、継続してこの事業は行いますので、新規の対象者、まだされていない方も含めております。

8 番 早くひとり暮らしの全世帯につくように求めておきます。

次が203ページ、204ページ、ごみ処理費で、くれさか環境事務組合の負担金が2億7,731万2,000円計上されておまして、これに関係する資料が、住民課の13ページ、14ページにあります。この中で、まず、13ページを見てみますと、対前年度に比べまして、本年度が1億6,700万円と、大きく減額されておるのは、この下の歳出の方を見ますと、公債費が対前年比で2億633万9,000円、減額となっておる分だと思えます。その一方で、その上の、歳出の3番目、衛生費が対前年度比3億8,500万4,000円が、4億2,285万5,000円と、3,700万円大きくふえております。各予算編成のところでは、ごみの減量化に取り組むというふうに、予算編成の概要で載っておるわけなんですけど、これが衛生費がふえている理由、これをまず説明いただけますか。

住民生活課長 衛生費の3,785万1,000円の増額につきましては、平成22年度、最終処分場の土堰堤工事を行います。その関係で工事費が4,158万円、管理業務が252万円、工事費が4,410万円発生するというところで、増額となっております。

8 番 最終処分場の堰堤の補修工事ね。わかりました。

それと、あとごみ処理の単価についてお尋ねしたいんですが、次の14ページの一番下に、姫路と福崎の、それぞれの投入量と処理費が載っておりますが、これをちょっと見ますと、平成21年度に比べて、投入のごみ量は、確かに去年のを見ますと減っております。ところが、金額が余り変わらないということで計算をしますと、それぞれ処理単価が変わってきてますね。処理単価が、大体1割から1割5分ぐらいことし上がった勘定になるわけです。2,153円、一律にトントン当たり上がっていると、吉識議員が研究されてるんですが、その理由をちょっと

説明。

住民生活課長 処理費につきましては、全体の搬入量が20年度実績をもとに計算をされております。そういった関係で、ごみの量は変わらないということで、大きく処理費割は変わらないということになります。

8 番 ごみの量は大きく減ってるわけですね。それに対して処理単価が変わるとるわけです、昨年とことしと、その処理単価が変わった理由を、金額的には今、吉識議員が言われたのですが、その理由を、どういう根拠で処理単価が変わったのか、この処理費分担金を合計されるもつを削減されたのかをお尋ねします。

議 長 しばらく休憩いたします。再開は14時20分といたします。

◇

休憩 午後2時00分

再開 午後2時20分

◇

議 長 会議を再開いたします。

議案第14号、平成22年度福崎町一般会計予算について、答弁を求めてまいりたいと思います。

住民生活課長 先ほどの広岡議員さんのご質問、処理費の合計ですけれど、変わりません。95万円ほど金額が変わりますけれど、全体の搬入量が2,027トンほど減額になっております。これを処理費から全体の搬入量で割ると、当然、無料ごみ、有料ごみの処理単価は上がっていくということになります。

8 番 単価を決めての合計じゃなくて、合計と量からの単価の計算ということで、データが載ってるわけですね。じゃあ、真ん中ですね、処理費、分担金算出表というのがありますね。処理費合計が3億4,915万5,000円、これを割ったらいいいことですが、ここの無料ごみ単価、有料ごみ単価がご丁寧に、2万118円で、あと7けたまで、ご丁寧に計算してあるんですが、これ私の電卓は9けたまであって、計算したらまだ続くんですね。これを小数点7けたまでにされてると、それとこれはどういうふうに読むわけですか、例えば、2万118円40銭9厘6毛、次、あともう三つほど読んで、私そこまで、どうですか。

住民生活課長 無料ごみの単価、これを小数点第7位まで計算はしてありますが、ちなみに無料ごみの単価、2万118円40銭と考えていただけたらと思います。

8 番 してないところまでのやつは、もう消しときなさいね。かえってややこしくなる。それからいいますと、課長、もう一つ、その上の人口割のところがありますね。人口があつて、その人口割の計算がしてあるわけですね。姫路市と福崎町見えますと、今度ご丁寧に、67.22421と、今度小数点以下6けたまで計算してある。これも電卓9けたまでしますと、まだ続くわけですね。これは小数点以下7けたで、これで合計すると、ここの根拠を。

住民生活課長 計算方法につきましては、この小数点以下の分、また検討させていただきたいと思つます。

8 番 こんなもん、小数点1けたぐらいで十分なわけですね。また、そういう数字も、こういうふうに公式に資料として出てくる数字ですので、今度、くれさかにもよく言うて、精査しといてください。

次に、事項別明細の206ページ、一般備品で農家台帳システム購入費というのが今回430万円、これは私も農業で関係してくるんで、どのようなもので、どういうふうに活用されるシステムなのか。

産業課長 この農家台帳システムにつきましては、農業委員会が管理しております農家台帳のシステムでございまして、各農地の移動、また権利関係等を管理しております。このシステムにつきましては、平成14年導入ということで、7年が経過しております。このたびの農地法改正等につきまします新しい分野、また今現在使っておりますこのシステムにつきましては、農業委員会で審議していただいております議案等につきましても、移動ができません。形の決まってしまったもので、それ以外のものが挿入できないということから、このたび、農地法の改正に伴いまして、同時に新しいシステムに交換するものでございます。

8 番 農地もかなり利用増進とかで、貸し借りとかもありますし、そういうのが簡単に、早くきちっとできるようなシステムになるといいと思いますので、取り組んでいただきたいと思います。

それと、210ページ、農業振興費で、委託料で調査設計委託料60万円で、当初の企財課長の説明では、道の駅の概略設計費ということで、道の駅に関しては、直近では、宮内議員が12月議会で一般質問されておりました、広報にもそれを書かれております。21年度で基本構想図をつくったと、それをもとに県の関係方面と協議して、県の事業評価委員会に採択いうんか、上げてもらえるまでいきたいというふうに答弁されておりましたが、今回、その概略設計というのを、どこまで、どのようなものを予定されているのか、説明をお願いします。

産業課長 昨年度は、道の駅につきまして、県道管理の土木事務所との打ち合わせ用の基本計画図を作成しました。今現在、中間報告の図面が先般出てきたところでございます。報告書につきましては、今月末には出てくるものと思っております。

新年度のこの予算につきましては、農林関係の地域振興施設がございすけれども、その農林関係との協議用の振興施設の基本構想図というものをお願いしたいということで予算化をしているものでございます。

8 番 まず、21年度でされた基本構想の報告書をあわせて月末までに出るといことなんですが、これは例えば出てきた場合、4月、あるいは5月の所管の委員会で報告できるようなものでしょうか。

産業課長 出てきましたら、所管の委員会で報告をさせていただきたいと思っております。

8 番 それと、今、道の駅で一番大事なのが、地域振興施設、これは必ずつくらなければならないということで、どういうものをするかということで、3年前ですか、道の駅検討委員会、私も途中から入らせていただいて、大分、あのときのメインは設置場所の答申というのが一番大きかったんですが、内容的にもいろいろと協議ありましたですね。そういう当時の検討委員会の、そういう協議の中で出てきた課題、それから課長は、旬彩蔵、いわゆる農産物直売所利用部会の総会なんかも出ておられて、現状の、あの旬彩蔵の状況、ご存じだと思うんですが。正直言いまして、かなり問題もあるわけですね。その辺は、本当に旬彩蔵とあわせてどういう施設がいいのかというのは、業者任せではなくて、改めてそういう検討委員会とか、あるいはそういうのをもう1回設置して、施設の概略設計に向けての、あるいは案を募集するなり、一般公募するなり、そういう考えはどうですか。

産業課長 この地域振興施設につきましては、まずは、22年度、4月以降に行われます県の事業評価等によります県道としての道の駅という中で、車両ですね、大型車何台、自家用車何台というような数字が出てこようかと思っておりますけれども、それに伴いまして、その用地の大きさ等が決まっております。また、その中におきまして、交通の通路、形態ですね、進入方向等も決まっておりますので、それを受けながら、今後そういう議員さんの言われましたようなことも含めて、また隣にあります旬彩蔵等の協議もございす。当然、両方の土地、一体化

で使うことはなかなか難しいかとも思いますので、JAさんとも協議の上、進めてまいりたいと思います。

- 8 番 私も、そういう関係で、かなりあちこちの道の駅も見に行きましたし、直売所としても、道の駅に関係してる農産物直売所、ファーマーズマーケットを見に行ったりしますと、最近の新しいところは、ほとんどファーマーズマーケットプラス、道の駅だと、振興施設プラス、地元の、別にもう一つ、二つ施設をつくって、例えば手づくりですと、小野ですと、パンの工房とか、いろいろできとるわけですね。そういうのが複合してあれば、お客さんもたくさん来るし、利用者も便利になるということで、そうなると、最初から土地を考えておかないといけないと。後からいろいろつくりたいないうても、その辺も含めて、ここはどこまでできるということも検討に入れておく必要があると思うんですよ。ぜひとも、そういうことも踏まえて、検討していただくように、極端なこと言えば、西治営農組合が直売所をつくりたいとなるかもわからんので、要望しておきますが。

副 町 長 もう、言われるとおりでありまして、大きな計画から小さい計画に切りかえるのは、これはもう簡単なんですけど、小さい計画から大きい計画に切りかえるのは非常に難しい。また、賛同も得にくいということもございます。道の駅は、私も福崎町でそういう構想が上がってきてから、よく気にして見るわけでありまして、基本的には、やはり駐車場を広くとっておるようなところが集客力が多いというような事柄もございますし、今言われました地域振興会館におけるファーマーズマーケット、旬彩蔵みたいなのやつがなくとも、地域特産の部分で、多くの集客がある部分もあります。そういったような事柄も含めまして、いろいろ検討を重ねたいと思います。

- 8 番 しっかりと取り組んでいただきたい。

それと、226ページに、商工費の委託料なんですけど、フォークロアン講座開設委託料というのが、今年町事業として出てきております。この内容と、予定されている委託の相手先などの説明をお願いします。

産 業 課 長 このフォークロアン講座につきましては、一昨年から始まりまして、当初は初級コース、21年度は中級コースということでございます。助成金も当たった中で行っておりましたけれども、助成金が当たらなくなったということで、まだ上級コースというものがやはり残っているということから、町費の中で、たとえ1回でもこの上級コースを行っていきいたいと考えております。したがって、その関係で委託料として計上させていただいてるものでございます。まだ、委託先については検討段階でございます。

- 8 番 上級コースが残っているということで、その費用を聞こうか思ったんですが、20万円ということで、昨年、一昨年の補助金からいうと、わずかで、今回の産業建設常任委員会の中に報告がありますように、21年度ですと、協議、会議、チームフォークロアンの会議とか、そんなんも含めると33回、3月末に報告書出るまでですと、33回かかわられるということの中で、今としては、この予算では、たとえ1回でも上級コース開けばいいと、その程度ですか。どこまでやって、どうするんだという点をきちっと、考えた上でのフォークロアンのこの予算設定じゃないんですか。

それともう1点、その前のページですね、224ページにフォークロアン講座講師報償金というのが、また別にされてますね、10万円。これを、講師も分けられてる、この根拠もあわせて。講師と内容は委託して、委託先で考えていただいて、今までですと、もちむぎのやかたの中に事務局があって、いろいろ考えたり、チームをつくってされておりますが、その内容に合わせて、向こうで講師も、こ

ういう先生も呼ぼうということで、講師なんかもあわせてすればいいと思うんですが、わざわざ分けておられる理由とあわせて。

産業課長 先ほど言いましたように、助成事業がなくなったということでございますけれども、ほかにこういうような関係で、助成がとれないかということにつきましては、今、研究をしているところでございます。このフォークロアンにつきましては、この開設、講演会をするといたしましても、講師を呼んで講演会を開きたいというようなことで、上げさせてもらっております。具体的にはだれを呼ぶとか、そういうところまではまだ考えていない状況でございます。

8番 ということは、20年度、21年度のフォークロアン講座、これが本当に、今日時点で、今報告書を出されておりますが、報告書まだ出てないですね、報告書を出されようと言われてると思うんですが、その効果、それに対しての効果、例えば観光的に、直接的には、例えばもちむぎのやかた、あるいは福崎に観光客がふえたとか、あるいはフォークロアンに参加していただいて、そういう民俗学の、そういう認識が深まったとか、そういう効果の評価いうのも、その報告書の中には入っておりますか。

産業課長 当然、そのフォークロアン講座につきまして、参加者の方からアンケート等もとってございます。そういった中で、また報告の中でお示しをさせていただくことになろうかと思えます。

8番 こういうアンケートがありましただけではなくて、最後に、もうつくられとるかもわかりませんが、まだもう1回ぐらい会議されるんでしたら、そのアンケートを踏まえて、このフォークロアンというのは、ほかにはないんですから、どうあるべきかというのを、早急に踏まえられて、22年度では、予算としては、20万円と講師代10万円の30万円ですが、個性というのがありますし、これは結局三木家へもつながっていく大事な事業で、当時は取り組まれたと思うんですよ。商工会長も一生懸命このフォークロアンの関係ですね、商工会も取り組まれていますし、その辺が何か、いきなりお金の切れ目が縁の切れ目になってなくて、多少残っておりますが、せっかくしたんですから、それを生かせるような取り組みを求めておきたいと思うんですが、どうですか、副町長。

副町長 これらは内閣府における地方の元気再生事業で、21年度、22年度事業で展開する予定といたしておりました。

これら等の事業が見直しをされまして、21年度、単年度事業になったということから、22年度における分野は、この21年度の事業展開を継承したいということでもあります。今まさに、質問議員が言われましたように、フォークロアン講座の開催、いわゆる柳田國男でありますとか、民俗学を縁とした地域連携の創出、こういったようなものを求めております。これら等を踏まえまして、そういう方向性でありますとか、また集客システムの確立等々まではいかないとは思いますが、そういったような事柄も念頭の中に置きながら事業展開を図りたいと思えます。

8番 これは、あと、三木家の改修も出てきますが、その辺もあわせて、全体的な、そういうものをきちっと、計画、構想、いわゆるコンセプトをされて、あると思うんですが、取り組んでいただきたいと思います。

それと、230ページ、同じく商工費で、消費者行政費で、これは金額の説明だけですか、需用費で印刷製本費がかなり上がっておりますが、この内容を説明をお願いします。154万円ですね。

産業課長 この印刷製本費は、啓蒙用のチラシ等を購入いたしまして、各戸に配布するというようなものでございます。このたびの消費者庁ができて、郡内におきま

しても、郡の中核センターということで、同じようなものを福崎町も、統一したものをチラシとして購入し、各戸配布して啓蒙を図っていくというものでございます。

- 8 番 これも12月に私も一般質問しましたが、消費者相談の関係で、今までも実際に振り込み詐欺とか、小さなチラシとか、かなりの頻度で町としても入れられておると、あるいは消費生活の方でされておりますが、きちっと住民さんに手の届くような、チラシいうても、かなりじゃあ、金額からいうと、冊子的なものになるわけですね。そうはならないわけですか。予定は。冊子ですね。だから、きちっと配っていただいて、それが住民さんの目に届いていくように、お願いしたいと思えます。

それと、232ページ、緊急雇用事業と、雇用再生事業がありまして、これも産業課の資料の19ページに載っております。この中で、1点お尋ねしたいのが、それぞれの事業は、緊急雇用、雇用再生創出ということで、各資料の方では、下に何人、何人というふうに雇用の予定人数も出ておりますが、⑬八千種自然活用村再生事業でテニスコートを補修するというので、これで4カ月の4人雇用ということなんです。テニスコートの改修の中身ですね、テニスコート、例えば土とか、ああいうのを入れかえると、こういう人だけでできるのか、工事委託みたいな形にしないと、きちっと直せないんじゃないかとも思うんですが、例えばフェンスの塗装とか、コート内の草を引いて、土を多少手で、トンボでならず程度でされるのか。その内容をお尋ねします。

- 産業課長 この八千種自然活用村のテニスコートの補修でございますけれども、現在、草が生えております部分につきましては、モップというんですか、ならし用の器具で上をこすりますと表土が取れます。草の部分だけが表面取れますので、それを取りまして、新しい土を敷きます。そして、その上にテニス用の専用の土を入れるわけですが、それまでは人の手をお願いして、その後、そういう特殊なものにつきましては、業者さんをお願いするというような計画を立てております。

- 8 番 それと、次に、都市計画費の中のまちづくり事業費で、248ページの上に委託料が三つ出ておりますが、今現在、駅周辺につきましては、ユニバーサル事業で、つい先日も下で会議されておりましたが、いろいろと会議を重ねて、取り組んでおられると思えますが、その中で、福崎駅周辺整備検討委託料というのが出てきておりますが、この内容の説明をお願いします。

- まちづくり課長 駅周辺では、ユニバーサルデザイン地区の関係、それから福崎駅周辺整備の検討の委託料ということで、ユニバーサルはソフトを中心にとということ、それから看板等については、やはりPRしていこうと、チラシとか看板、またそういった講演会もあろうかと思うんですが、そういった委託の関係、駅前の周辺整備の検討委員会につきましては、今後のハード部分につきましては、交通の関係とか、そういった調査も含めて、検討する上での最初の調査ということで委託をしていきたいと思っております。

- 8 番 ということは、例えば交通量とか、そういうものの調査の委託ということですね。整備そのものをどうするかというんじゃなくて、そのための資料づくりという考えでよろしいわけですか。

- まちづくり課長 今後、鉄道事業者なり、また県の関係、協議を進めるに当たって、やはり基礎資料的なものを持ち合わせていかなければ協議できませんので、そういったことを中心にやっていきたいと思っております。

- 8 番 それと、256ページ、消防費で、需用費がありまして、防災備蓄用消耗品と

というのが上から二つ目にありまして31万3,000円計上されてます。先ほどちょっと見ますと、21年度は22万6,000円で、10万円ほどふえておりますが、補正の分で、新しい備蓄倉庫、長野橋のところのものは、22年度で対応するということだったんですが、この額で十分できるわけですか。これで内容、何を幾らというのは、もう予定されてるわけですね。

住民生活課長 この消耗品費につきましては、賞味期限の切れる部分について、一応予算計上いたしております。保存水とか、アルファ米、また乾パンというような形で購入予定をしております。また、新しく第2防災倉庫ができる部分につきましては、第1防災倉庫からのそういう資材等を少し第2倉庫へ持って行って、その補充はまた検討していき充実を図っていくということで、とりあえず、暫定的に東大貫の防災備蓄倉庫から幾らか備蓄備品を備えるという形で計画をいたしております。

8 番 新しくつくったんで、それを備蓄をふやそうというんじゃなくて、半分分けてすぐ出せるように、今のを半分ずつに分けてという考えですね。

住民生活課長 地域が市川で分散しておりますので、東大貫で土のうづくり、そしてまた西の方で水害用の土のうをつくるということで、迅速に対応できるような、その形、そしてさらに充実は今後していきたいと考えております。

議 長 ほかにございませんか。

8 番 279ページ、280ページに社会教育費、社会教育総務費があります。この中での給料の分で、嘱託給3名分というのがあるんですが、この嘱託3名というのは、どういう業務の担当か、改めて。何々を担当していただけるのか、説明をお願いします。

総務課長 嘱託3名の分につきましては、人権教育の指導をされている方、それから柳田國男記念館に配置してる職員、それから文化財専門員としてこのたび採用する新人の3名でございます。

8 番 顕彰会に今も1人ということで、昨年何月ぐらいやったですかね、顕彰会派遣の職員の身分ということで、私もちょっと質問させていただいたりしておるわけなんですけど、職務分担では、二つ、柳田國男顕彰会に関するものも二つありまして、財団法人柳田國男・松岡家顕彰会に関するものということで、これは社会教育課の中の職員の担当になっておりまして、柳田國男・松岡家の顕彰に関するものというのが一番最後、24で追加されておりまして、担当、ここに置かれております。あくまで、この教育委員会の嘱託という身分でされておるということですね。それの、それぞれの、これがどういう業務なんかがもうひとつよくわからないので、この際ですから、改めて、それぞれの財団法人柳田國男・松岡家顕彰会に関するものというのと、特に、柳田國男・松岡家の顕彰に関するもの、業務内容について、本当にここの嘱託としてふさわしい業務だと思うんですが、説明を。

社会教育課長 まず、財団法人の管理規則の中に、その目的がございます。柳田國男及び松岡家兄弟の業績を顕彰し、もって青少年の健全育成と地域文化の向上に寄与するという形で顕彰会の方の設置目的がございます。

当然、福崎町の教育委員会におきましても柳田國男は名誉町民でございます。当然、顕彰する必要があるということで、今、顕彰会に派遣しておる、派遣といいましょうか、職員の身分は役場の職員と顕彰会の併任というような形で配置しております。

あと、調整役というのは、当然これは財団法人というものが、財団法人の設置というのは上級官庁の許可で設置されるものでございまして、今、兵庫県教育委員会の許可をもって設置されておるわけでございます。そういったところで、当

然、教育委員会として、財団としてかわらなければならない部分、それと、業務としては職員を併任して、向こうの業務、顕彰会、財団法人の業務、あわせて町の業務というのは共通するところがあるということで、非常にわかりにくいんですけど、併任してるということは、顕彰するということは、町の業務であり、顕彰会の業務であるというような形で、今、併任ということで配置されてるところでございます。

- 8 番 ちょっと、ここにメモがあるんですが、9月の決算のときの答弁では、主な業務は、朝晩30分ほどずつ、向こうの生家とか、記念館の開館あるいは戸締まりの仕事がメインであると言われておりましたが、実質は、向こうでいろいろ、来客対応しながら、記念館の庶務をされてるわけですね。そうすると、例えば、わざわざこういうふうに業務を二つもつくらなくても、その方で、16番、さきにありました財団法人柳田國男・松岡家顕彰に関することというようなことも含めて、これは十分できるわけでありまして、その辺がはっきりしないのと、業務、その辺で町の嘱託身分としてすると、人がどんどんふえていくわけですから、その辺で、町としては、集中改革プランでも人件費を減らす、人員を減らすということになっておりますので、何か問題があって、すっきり解決していないなと思うわけなんですけど、これについては、教育委員会でもそういう検討課題に、最終的には財団法人のあり方までかかってきますので、今後、そういうことも含めての検討というのは、今現在どうなっておりますか。

社会教育課長 まず、財団法人顕彰会でございます。財団法人につきましては、21年度に公益法人制度の改正もございまして、検討委員会というものを開催させていただきました。これは、以前からお話をさせていただいてるかとは思いますが、公益法人制度の改正という法律の改正のもとに、5年間のうちに新しい法律のもとで、公益法人として出発するかどうかというところで、今、顕彰会で議論を進めているところでございます。

その検討委員会を去年、理事数名、幹事数名、学識経験者、役場の職員も含めまして、検討委員会を開催させていただきました。その結果を2月25日に理事会を開催させていただきました。その理事会で検討結果を報告させていただいております。その結果といいますものは、基本的に、今の状況ではよほどの収入をふやさないと、財団法人として新たな法律のもとで運営していくには、非常に難しいというような報告でございました。そういった中で、理事会では、そういった収入を一気にふやすというようなこともなかなか難しいということで、事務局の方からも、そうすれば、今まで福崎町の方からたくさんの補助金を財団法人のかたにも入れております。また、そういったところも含めまして、今後、近隣に歴史民俗資料館、三木家のこともありますので、町の方に寄贈をしていただけないかというような提案もさせていただきました。これは、顕彰会の解散につながることでございますので、そのときの議案には上げず、5月に理事会を開催します。そのときの議案として上げる予定としております。

そういったところで、顕彰会につきましては、今のところは、町の方へというような方向へは進んでおる状況でございます。

議 長 ほかにございませんか。

- 4 番 1点お尋ねをしたいと思います。

事項別明細書でいいましたら、110ページ、総務費の総務管理費に当たる部分ですけども、110ページには補助金という項目がありまして、上から2段目、地域づくり推進事業の補助金230万円というのが計上されております。これはもう既に、1月の中ごろに、各集落からの地域づくりの推進事業の補助申請

が上がっておりますから、ほぼ実績に近い数字だろうと思います。この数字を注意深く見てみますと、平成19年には460万円、平成20年には300万円、平成21年には270万円、22年で230万円と、こう年々落ちてるわけですが、今回のこの議会の冒頭の町長のあいさつにありましたように、各課の重点事項の報告ということで、参画と協働のまちづくりを目指して、地域づくり推進事業の継続、あるいはまたボランティアの育成、アドプト事業の推進にともに取り組みますというあいさつがありましたように、町長のお考えでは、こういったものを継続して、参画と協働のまちづくりを目指して、いわゆる福崎町の総合計画にあります活力のあふれる町ということを目指して考えておられるんですけども、実際は年々落ちておるわけですが、まず担当にお尋ねしたいんですけども、この原因と今後の取り組みについてお尋ねをしたいと思います。

企画財政課長 ご指摘のように、予算の額的には下がってきております。当然、この事業につきましても、最長4年の補助基金でございます。そういった中で、継続的には取り組みにくいところ、そういったところも要因にあらうか思います。ただし、新規事業につきましても、このたびでも3件上がってきておりますように、必ずしも低調になっているのかどうかというのは、ちょっと、いろんな見方があるかと思っております。特段、内容的に今のところ見直しをせずに、同様の形できておるんですけども、あくまで自主的な取り組みに対しての助成をしていきたいという観点でおります。

4 番 福崎町が掲げられております活力にあふれる町ということを目指すならば、こういった補助金部分がふえるというのが、その目的に沿うんじゃないかと思えますし、今後何か、各集落において特徴いうんですか、各集落には、それぞれ特徴があるもんですから、そういったものの特徴を伸ばす方法ですか、そういったものを今後取り組んでもらいたいとお願いするものです。

副 町 長 予算的に補助金をふやして、地域における活力をというお話ではありますが、それらは、それぞれの集落における特性を持つての活力というのは、その集落そのものが自立のまちづくりの観点から、みずからを考えていくといったような事柄が必要かと思っております。それに対して、行政がどのようにして、お手伝いができるかと。これはもう予算だけではなしに、それら等、制度的なものあり方とか、そういったようなものを含めて、ご提言を、それぞれの集落からいただけるのであれば、町長も申しあげましたように、22年度は人権教育、青少年健全育成をもって、集落に出向き、それぞれ行政懇談会もその中に設けていくといったような形をとっております。そういう中でそういうご提言もいただければありがたいかなと思っております。

4 番 副町長ね、私の言わんとしておるところは、例えば、補助金制度の、補助金の40万円、30万円、30万円、30万円というような金額を上げてくれと言いやんと違うんです。申請するところをふやしてもらおう努力をいただきたいと思っております。

副 町 長 そのためにも、行政懇談会における分野で、こういう地域づくり推進事業に町は取り組んでおりますよと、こういう制度があるので、それら等を活用しながら、集落のそういうような結集を図った上で、当たっていただきたいというような事柄についての啓発は、兼ねてまいりたいと思っております。

4 番 そういったことで、何も取り組みに対しての補助金を上げてくれという意味じゃないし、町全体が地域づくりについて、もう少し活発に考えていただけたらなと。そのためにも、行政側からもいろんな応援をいただきたいという思いで質問をしました。

副 町 長 区長会の総会等では、この地域づくり推進事業についての取り組み等、お願いしているところであります。なおかつ、啓発が足りないというようなご質問でございましたので、そのように啓発を含めた形の中で、それぞれの集落の取り組みに当たっていきたいと思います。

議 長 ほかにございませんか。

3 番 1点お伺いをしたいと思います。

事項別明細書では50ページのし尿くみ取り手数料でございます。町長のあいさつにありましたように、22年、23年とかけまして、中播衛生をメンテナンスをかけると、そのようなことがあったと思います。今、福崎町では下水道事業が着々と進んでおりまして、し尿処理の搬入量が少なくなってくるのではないかと考えられます。そのような中におきまして、中播衛生をメンテナンスにかけるといことで、これは絶対中播衛生は必要ですので、し尿処理場は、これは回していかなければならないんですけれども、搬入量が減ってくるということは、これも事実であろうかと思えます。そういう搬入量に対して、今後の見通しというのがありましたらお聞かせを願いたいんですが。

住民生活課長 ただいま宮内議員が申されました、当然し尿は年々、公共下水の集排につなぎ込みするというので、今の存続をという形で、22年度から基幹改良工事を2年間かけまして、130キロ施設を90キロ施設に改良しますという計画のもと、進めるわけですが、これは今の処理形態がし尿から浄化槽汚泥に変わっていくということで、非常に処理が難しくなるということで、今回の計画になっております。

搬入量の推定につきましても、中播衛生の方で試算をしている分がございまして。

3 番 資料が出てないんで、予算委員会を出していただいても結構かと思えます。

住民生活課長 予算審査特別委員会に資料を提出いたします。

議 長 ほかにございませんか。

3 番 それで、500キロリットル、21年度から22年度に、減っているわけですが、予算上は、これ軒数ですね、軒にすれば何軒ほどかというのがわかりましたら。

なぜ軒数を聞いたかいいましたら、それが下水道にシフトするわけですね、そういうのを当然下水道課と、このし尿処理とはよく打ち合わせされて予算されていることと私は思っておりますので、それも予算委員会をお願いいたします。

以上です。

議 長 ほかにございませんか。

9 番 先ほどの釜坂議員の地域づくり事業ですけれども、副町長の答弁は、区長会によくご案内もしておりますというようなことですね、今後は検討するというようなことですが、私は一つは、決して金だけではないわけですね、取り組みをする、それぞれ自治会の意識が大事だと思うんですが、金も大きな要素だと思うんですね。そういう意味では、30万円、20万円、20万円、20万円いうのはいかなものかと、ある程度、一つの事業、1自治会で一つの事業ということになりますと、固定化されましてね、しますんでね。

それと、例えば区長会にしましても、農区長会にしましても、この予算書をいろいろ見ておりましたら、農業委員さんも含めまして、いろいろ研修に行く予定になっておりますね。そういうものが、どのぐらい生かされておるのかということも、私は検証をされるべきではないのか。たしか町長のご発言、12月やったか9月やったか忘れましたが、区長会の部分も、一部手をつけるようなことを言われたように記憶をしております。そういう意味で、一遍検証もやられる必要があ

るのではないかということをおもうんですが、どうですか、副町長。

副町長 そのような形の中で、区長会等につきましては、研修で委託契約を結んでおります。そういう中における分野で、その研修における効果でありますとか、まずその研修内容、その効果等の報告を求めまして、このたび初めて上がってまいりました。私も、このたび区長会の1日研修、初めて総務課長以降、管理参事、今の立場というのがあるわけではありますが、初めてこの研修に参加をさせていただきました。それらの中におきます最終のあいさつの中でも申し上げたわけではありますが、今のこの地域づくり事業でありますとか、各集落における公共施設の補助金でありますとか、こういったようなものも含めた形の中で、その補助金のあり方というのを区長会とともに、一緒に検証していきたいといったようなあいさつもさせていただきました。

質問議員さんのおっしゃっておられるように、研修の検証のみならず、実質的に今後は各集落のその取り組み等の部分も必要かと思えます。いずれにいたしましても、そういうことを念頭に置きながらも、当たっていきたくと思います。

9番 先ほど、釜坂議員の質問で思いましたので、ちょっとお尋ねしてみました。

私がお聞きをしたいのは、何点かあるわけですが、事業一覧表の後ろに予算総額と、内訳、性質別とか、目的別とかいうふうな、これが出ておるわけですが、25ページに性質別の内訳が出ております。一番上の人件費、これが昨年度の当初予算よりも増額になっておるといことです。これは、あれっということをおいまして、注目をしました。私はこれまで、今後5年間の集中改革プランを策定中ですか、これまでの5年間のあの集中改革のプランを見ましても、人件費というのは、大体毎年減少を見込んでいきますということになっておるわけですね。あの計画を見ますと、現実には、それよりも速いスピードで人件費が計上されて、少なくなっていくという状況です。それはそれなりに評価もできますし、いや、問題は大きくいろいろあるかと思えます。その辺のところを今から聞くわけなんですけど、そういうところからいきまして、企画財政課の説明資料ですね、5ページ、職員の配置員数表というのがございました。これを見ますと、21年度と22年度で、予算に計上するのに、目を変えますよという説明もありました。それで、トータルを見ますと、21年度と22年度の違いは、正職員を1人減らして、臨時・嘱託、非正規の職員を6人ふやすということが出ておりました。説明もそのとおりだったと思うんですが、見てみますと、正職員が158人、非正規が72人という数字が出ております。大体約3分の1が非正規ということで、恐らくここにアルバイト等がおられると思いますし、実際、私たちが登庁しまして、1階、2階へ行って、顔を見たら、もっとたくさんおられるのではないかと思うわけですね。おられるのはそれでいいんですが、いろいろ計画を持ってやっておられるんでしょうから。

この非正規が72人になり、158人の一般職ということなんですが、これは、人件費を削減するために、正職員が退職をされると、嘱託の職員とかの非正規の職員を採用して、これふえてきたもんかなと思うんですが、それでよろしいんですか。どうですか。

総務課長 今回の一般職と臨時・嘱託を含めまして、差し引きしまして5名の増となっております。その原因は、企画財政課長が概要の説明のときにも申し上げましたですけれども、派遣職員2名を直接支給した分、それから農業共済に派遣が1名増になった分、それから消費生活相談員を新たに2名を配置する分、この5名分が置きかわったという格好で5名の増となっております。

9番 その社協への派遣ですね、午前中も条例がありましたけれども、それは後に聞

きます。

この158人の正職員と、一般職ですね、それと非正規の72人、これをこういうふうな比率に、この何年間かであって来たわけですが、これをどこまで非正規をふやそうとされておるのかね、その辺をまず聞きたいというふうに思います。

総務課長 この臨時・嘱託の方がふえてきたという原因の一つには、5年ほど前に集中改革プランというものを作成する必要が出てまいりました。そのときに5%の職員の数減らせというような話がございます、そういったことを受けまして、正職員の数を減らしてきたという実態がございます。

現在、5%の削減というものにつきましては、上回ったような状況になっていると思っております。それから、今後どのような推移になっていくのかというようなお話だと思っておりますけれども、その件につきましては、置きかえる分につきましては、もう相当な水準にまで来ているのではないかなというような印象を持っております。

町長 私の主旨は本採用の人をどんとたくさん持っておきたいというのが主旨であります。したがって、臨時に変えることなく、嘱託にも変えることなく、人件費はふんだんに使っていく、人間がお金を使うわけでありまして、道具や動物が使うわけではありませんので、本来、私の希望からいたしますと、人件費は多い方がむしろ豊かになるのではないかという考え方があります。しかし、なかなか考えるアシでありまして、風にそよぐアシとも言われますけれども、そのときの政権の動きでありますとか、住民の方々の意向とか、そういうものを反映せずに町政を考えるわけにはまいらない、私の希望だけではなかなか動くものではないということでありまして、それが本来どんなふう動いていくのかというのは、これからの政権のあり方でありまして、世論の動向によってかなり変わってくるのではないかと考えています。しかし、結果として新自由主義の中、どんどん人件費を切り下げたために、日本の不景気はOECDの中でも最どん底に陥ったというこの経緯もしっかりと見ていかなければならないのではないかと考えております。お金を使うのは、あくまで人だと、住民の皆さんの懐が豊かにならない限り、景気もなかなか回復しない、そういう観点で、さまざまなそのとき、そのときの条件によって、採用の条件、人数というのは変わってくるのではないかと考えて持っております。

議長 しばらく休憩いたします。再開は15時35分といたします。

◇

休憩 午後3時20分

再開 午後3時35分

◇

議長 会議を再開いたします。

議案第14号、平成22年度福崎町一般会計予算について、質疑がございましたらどうぞ。

9番 正規職員と非正規職員の人数について、お尋ねをしたんですが、この人数はこういうことになっておるんですが、それじゃあ、改めて聞きたいと思うんですが、私も町長がおっしゃいますように、決して人件費を削減、削減ということをやるのが立派ではないと思うんですね。出せるもんなら、できるだけたくさん出して頑張ってお働いていただくということが大事だということは、よく理解をしております。つまりなんですが、3分の1が非正規の職員だというような状況になってまいり

ります研修等につきましては、正職、臨職、嘱託職員にかかわらず、すべて参加をさせておるといようなことの中でモチベーションの維持に努めているところでございます。

- 9 番 そのとき言うておりましたが、マクドナルドの社長さん言うておりましたけどね、モチベーションプログラムとかいようなことを言うておりましたね。それだけの人数になりますと、非正規の職員が大体年間3、4万人ふえるというような話でした。まさしくその辺のところをきちっと押さえて、具体的にきちっと実行がされていきまないと、なかなかうまくいかないということだろうと思いますし、今課長さんがおっしゃったような、公務員法でどうとかいようなことは、もう当たり前の話で、最低の話ですから。今来ていただいとる方にどういうふうにしてモチベーションを上げていただいて、意欲的に仕事に取り組んでもらうかというところにかかっているかと思っておりますのでね。特に、町の仕事というのは、あんまり数字に具体的に出てまいりませんし、目標等をお聞きしましても、割とあいまいな答弁もありますし、具体的に数字が目標の中にあるということが、私は、今後は特に大事になるんじゃないかと思っておりますので、そういうことを申し上げます。

同じこの説明資料の5ページなんですけど、社会福祉協議会で派遣2名ですね、直接支給ということなんですけど、これも以前にお聞きをしたことがあると思っております。これは私の考えでもあり、思いなんですけど、福祉法人の社会福祉協議会へ町が職員を派遣する必要性、これをどういうふうの説明されるのか、いつまでこれをやっていこうとされるのか。具体的にこれまでにどんな効果が見られたのか、その辺の検証はできておるのかどうか。私は、社会福祉協議会にも、直接社会福祉協議会で雇用された職員がおるのもよく知っております、彼らは非常に優秀だと思ってるんですけど、そういう人が本当に社会福祉協議会で育っていくのかどうかね、今の状況をずっと続けていって。その辺のところを危惧しますのでお尋ねをしたいと、こういう状況で、お答えください。

- 健康福祉課長 社会福祉協議会へは、ご承知のとおり、2名の職員を派遣しております。1人は管理職、1人は一般職ということでございますけども、町からも委託事業をたくさん委託しております。その推進が必要でございます。また、健康福祉課と共同して福祉の事業を行うという業務の必要性からも連絡調整が非常に重要でございます、そういったことで職員の派遣ということになっております。

今後の方針でございますけども、まだ確定というところまではいっておりません。今の状態で検証を続けていくということでございます。

- 9 番 2月に視察に行かせていただいたんですが、社会福祉協議会へお邪魔をいたしました。そこでも説明を聞いておりますと、その市は合併をされたようでして、合併当初は、5人ぐらい市の職員が派遣をされてきておって在籍しておったけども、今はゼロになりましたと、こういうお話でした。財団法人やとか、社会福祉法人で、法人ですから、私はそれぞれそこに理事長さんがおられるわけですし、役員さんもおられるわけですから、その方々がいろいろとご協議をいただいて、うまく立ち行く方法、また町にとって一番基本構想の初めに書いてあります、町長の冒頭のあいさつでもありましたけれども、活力があり、風格のある住みよい町ですか、それに一步でも近づけていくということが大事だと思いますし、そういうところから今の派遣について、お聞きをしたわけです。

参考までに、私のご意見を申し上げたんですが、これについては町長さんどうですか。

- 町長 物事を考えるというのは、本当に難しいですね。郵政は民営化にしたらいと、

こういうふうに言うておりましたけども、今度は民営化ではちょっとうまいこといかんのではないかと、こんな話も出てくるということでありまして、そのとき、そのときによって非常に物事の考え方とか、いろんなものが複雑に変化をしまっているわけでありまして。

社会福祉協議会の予算そのものを見てみますと、かなり町費が振り込まれていると、こういう観点からいたしますと、本来すべて町職員であっていいのではないかというのが私の基本的な考え方でもあるわけでありまして。しかし、そうはなっていないというのが現実でございますから、そこは柔軟に対応していったらいいのではないかと考えております。

それから、吉識議員が前の賃金のところで言われたように、もう既に私の答えは十分ご承知のとおりでありまして、同一賃金同一労働というのが本来であります。そういたしますと、マクドナルドは、本来、3万人か何かを全部正職員にするというのが正解ではないかというのが私の見解でありまして、それを臨時職で雇うておるマクドナルドそのものがちょっとおかしいのではないかという見識を私は持っております。

事ほどさように、人件費でありますとか、そういった事柄につきましては、物の見方、考え方によって随分変わるとい性格を持っているわけでありまして。もちろん、私は冒頭のあいさつの中で町政を前に進めていくためには、職員の研修というのは欠かせない、そして町民への情報の公開というのは欠かせないという、そのところが基本でありまして、そのほかの事柄については、その時代、その時代の要請によって、実態と、そしていろんな関係の中で変化してくるものであらうと思っております。

議
9

長 ほかにございせんか。

番 一般の、民間の企業は、町長さん、利益を出すという大きな目的があるわけですから、経営者がお考えになることと、働く方がお考えになることとは、当然差があつてしかるべきものです。当たり前の話でして、私がお話をお聞きしましたのは、経営者が経営をするという観点からお話をしておられました。企業は、利益が上がらませんと、税収が減るわけですね。国だってそうじゃないですか、37兆円ぐらいしか税金は集まらんけど、44兆円借金して予算を組みますというような話ですからね。私はすべて、何が先なのかということからいったら、いろいろ議論はありますけれども、企業に一定の利益が安定して上がってくるような状況になるということも大事な要素だらうと思うんですね。そんなことを言うときたいと思います。

先ほども言いましたように、社会福祉協議会につきましては、本当に町がお金を出すから、関与するのが妥当なのかどうか、どの辺まで関与するのが妥当なのかというところも、もう一度考えてみんといかんと思うんですね。あそこにしたって、実際に時間単位で労働をされておる職員もおられるわけですね。そういうところからしますと、給食センターだってそうですね、給食センターあたりも、今年はどうか知りませんが、昨年あたりですと、いろいろ問題があるようなことも聞きましたし、社会福祉協議会もなかなか続かないというようなことも聞きました。ですから、それは一人一人思いが違うわけですがけれども、そういう一つの組織の中で、同じような仕事をしてて、全然その給料が違うと、いや、あんたは正職員で入ったからしゃあない、あんたは嘱託、承知で入ったんやろいうたらそれまでのことですけど、そういうような中で、人間関係等がうまくいきませんと、なかなか仕事がうまくいかないと思うんですね。そういうところで申し上げてみました。

じゃあ、これはこのぐらいにしておきまして、事項別明細の209、210ページ、農業総務費のところをお聞きしましょうか。これちょっと大事やと思いますね、農業、農村活性化基金のことなんです。何か議案の説明のときにも、22年度は大分補助金を減らすような説明ではなかったんかと思ったんですが、よう見ておりませんので、間違うとったらご勘弁願いたいんですけどね。もうこれまでも何回も申し上げておりますように、日本の食糧自給率は先進国の中で最低と。実際に後継者が育っていない。担い手の組織がうまくできていない、したがって荒廃農地が多くなるということがずっと続いておきまして、町長も言われましたけども、大きな組織ばかりつくるのがいいとは思わないんで、私は小さい規模の農家も存続できるような方向も存続できるような方向でないといかんのやないかと思うというようなことを町長言われまして、私もそれも大事やと思いました。

そういう、いろいろな問題点がある中で、国の政策が政権が変わって変わることなんですけれども、まず、基金の状況ですね、21年度末の見通しと、22年度がどうなるかわかりませんので、残ぐらいを、21年度末の、どこかに出てましたかね、出とったら申しわけないけども、ちょっと教えてください。

産業課長 活性化基金につきましては、現在9,000万円程度でございます。その中で、大貫のハウスの撤去費に係る費用として5,000万円を見ておりますので、残金としては4,000万円前後。昨年の要綱を改正いたしましたけれども、そのままいけば、あと四、五年でなくなるような状況でございました。そういうことも含めまして、昨年度要綱を改正し、今年度から補助金としましては若干減ってる、半分以下に減ってるという状況でございます。

9番 先ほどの地域づくり事業の話も一緒だと思うんですけども、たしか農業費は相当、人件費の異動はありますから減っておったと思うんですね、20何%減っておったと思いますが、そういう中で、これまでも、土地改良事業と言われるため池の整備とか、圃場整備とか、農道の整備とかいうものに多く資金が投入されてきて、福崎町でもそういうことがやられてきて、進んできたわけですが、果たして、たしかこの基金は、当初3億円ぐらいだったと思うんですね。それが今9,000万円になったということで、2億1,000万円を今まで使ったわけですね。それ、なくなるから、もうそれでいいんだでいいんでしょうか。私は、この基金の積み増しが必要ではないかというふうに思うんですが、いかがでございますか。

産業課長 当然、言われますように増加すれば一番いいわけでございますけれども、財政等の状況もございまして、またそのハウスの撤去費も含めまして必要でございますので、現在ある中で、検討を加えてきたものでございます。

9番 この緊急雇用対策とか、午前中の、国からたくさんきておる活性化とか経済危機対策を初めとする予算ですね、こういうものもあるわけなんですけども、本当にこの基金がなくなって、農会長さんの組織をおつくりになっておりますけども、先ほども言いましたように、農会長さんも恐らく研修に行かれるでしょうし、農業委員さんも研修に行かれるでしょうし、するんですが、いわゆる小規模農家の存続が可能なのか、また後継者ができるんか、担い手ができるかということですね。例えば辻川の地域に今回の予算見てましても相当資金が投入されることになってますね。観光面では、担当を1人置いて、観光面に力を入れるんだということなんですけども、観光客に来ていただいただけでは能がないわけですし、来ていただいたら福崎町でお金を落とさせていただくということが大事だと思うんですね。そのときに、もちむぎだけでいいんでしょうかという話なんです。相当魅力の

ある、例えば農業なんかは特にそういう部分では貢献する分野ではないんかと思うんですね。食糧自給率を向上するというような大きな目的もありますけども、もともと農業で、私の自治会なんかですと、村の一番基本ですからね。恐らく福崎町でもそういうことが全体にとって言えると思いますし、特に調整区域内の農地をどう活用していくんかということも含めて、お考えをいただきましたら、財政事情の苦しいのはよくわかりますが、これは町長の思い一つである程度のことのできるわけですし、ぜひひとつご一考いただきたいと思うんですが、いかがでしょう、町長。

町

長 吉識議員の言われるとおりでと思います。農業というのは、食糧を支えるだけではなく、環境面も支えますし、福崎町の観光も支えるというのは、もう私も大賛成です。しかし、財政的な措置がすぐ講じられるかといいますと、なかなか農業を町の自治体だけでこれをこの基幹的な産業を賄うかという、なかなかこれも難しいと思います。したがって、そこは世論の動向、私の決意というよりは、やはり政府のお金の出し方、それから農業施策のあり方、そういったものと物事を総合的に見てまいりませんと、今それでは基金をどんどんふやしていいののかといいますと、これまた賛成される人と賛成されない人も出てくるであろうと思います。したがって、町の予算というのは、そうした社会情勢、それから町民の世論の高揚のあり方、こんなものが総合的に組み合わせることで予算措置ができるものでありますので、それはそのときそのときの、多面的な考慮の結果、そうなるだろうと、このように思います。

議

長 ほかにございませんか。

9

番 例えば、何年前でしたか、農業委員さんの定数を2人か3人か減らすかというような議案が出てまいりまして、減りましたですね。あのときも私申し上げたんですが、よう記憶を失ったんですが、あれ5月の臨時会やったと思いますけれども、農業委員さんの報酬はそんなに多くはないし、そのまま置いとかれたらどうでしょうと、農区長さんや区長さんがかわりをやっていたかということです。あのとき産業課長の答弁でしたが、農業委員会なんかを見てみまして、最近、土地の異動が、最近景気もそんなによくありませんし、農業を真剣にやって、農地をふやしてという方も少ないようございまして、比較的短時間に委員会が終了しておるといふようなことも聞いておるわけですね。それは何ゆえかということ、新しい、1期目の委員さんが多いらしいですね。交代制になってまして、本来は選挙なんですけど、余り選挙を実行されたことないですから。そうなりますと、私も経験があるんですが、大体3年ぐらいの任期を、1期目を終了して、やっと農業委員の仕事、農業委員会は何をするべきなんや、どうあるべきやねんというようなことが理解ができるというのが実態やないんかと思います。研修ももちろんあります。あるんですがね。そういうところからいきますと、広く意見を求める、その取り組みをやって実際に実行していただく、活性化するようなね、ということになりますと、なかなか、もうそんなものができりゃあ、とうにできると言われたらそれまでのことかわらんけども、それだけに余計に、何とかなっかってほしい、したいというような思いがございまして、それでそういうようなことを申し上げました。

財政もあるわけですから、もちろん、検討が必要だと思いますし、これはその辺にしておきたいと思います。

先ほど、ごみの件の質疑がございました。203、204ページですけども、ごみは、くれさかへ搬入する量が今年度は減っておりまして、資源化されたのか、ごみの減量化に積極的な取り組みをされたのかと思うわけなんですけど、この資源

化とか減量化の目標ですね、これの中・長期的なものがありますか、課長さん。
初めてやからわからへんか。

住民生活課長 くれさかが22年度に中・長期の計画を立てるという中で、福崎町においても、それを見ながら23年度以降計画を立てるといような計画でおります。

9 番 それはちょっとぐあいが悪いと思いますね、私は。ごみは、これまでも申し上げましたけれども、町民さんにとりまして、だれ一人、私はごみは一切関係ありませんと言える人はないと思うんですよ。皆さん生活をする範囲では、もう必ずごみを発生さすわけですからね。町長が目指しておられます自立のまちづくり、基本構想基本計画に出てます参画と協働のまちづくりですね、進めていきますということが言われておりますけれども、そういう観点から考えてみましても、全町民が関係者であるわけですね、対象者になるわけです。ごみは、処分しても何にも残りません、かえってまだ灰が残って、またそれもお金が必要ってということになりまして、少なくなりますと、それだけ歳入がふえたと一緒に、ほかへ投資ができる、有効に使えるというものですから、これまでもお話ししておりますように、この減量の計画ぐらいは、町としてこうやるんだという、決意を込めたようなものがあってしかるべきではないのかと、くれさかでお考えになるのもいいですが。どうでしょう。

住民生活課長 当然、福崎町においても減量化は既に取り組んでおるという中で、くれさかの中・長期の計画を立てられる中で、福崎町もそれに合った中・長期の計画を立てていくということになると思います。

議 長 ほかにございませんか。

1 1 番 今のごみの話ですが、この間、くれさかの会議でそのことを尋ねますと、福崎、姫路の、構成町の計画が出てからくれさかの計画を考えますと言いましたんで、どっちが先か後か知りませんが、よろしく検討ください。

それから、人件費のことが出ましたが、私もこの点について興味を持っておりまして、正職員と嘱託、アルバイトの比率ですが、この非正規の部分のその多くが住民生活と非常にかかわりの深い福祉と、そうして学校教育、社会教育等、その教育と福祉の分野に非常に大きなウェートを占めておるといことでございます。したがって、直接住民に福祉、教育のサービスを提供する部分で、短期の、非正規の人たちが多いというのは、私は好ましいやり方ではないと思っております。町長の言われるよう、時の政治の流れ、あるいは国民の意識の流れ等、町民の意識の流れ等もありますので、ここら辺がやむなしというふうに進められたんだろうと思っておりますけれども、できる限り、住民に責任を負える、そういう形で身分も保障していくという、雇用形態を確保するという姿勢は持ち続けてほしいと思うんですけれども、改めて答弁を求めます。

副 町 長 そのような観点を持っております。規制緩和、何もいいとは思っておりませんし、派遣法ができた段階における分野については、労働者の3分の1が非正規職員であると、このようにも言われております。私どももそういった観点から、職員の身分を守る、また職員数を守るといった観点でございましたが、町長もしくは総務課長が答弁いたしましたように、当時の国の施策の中で定数の5%削減というものが地方に押しつけられました。これらを踏まえての上であります。

なおかつ職員数がふやせないという部分の中におきます分野についても、仕事は回ってまいります。それらを住民生活に支障を来さない範囲で公務として携わろうとするならば、どうしても非正規職員をふやさなければならないという観点になってまいりました。そういう中におきます分野の対応であります。これらは、また国の考え方や職員の構成比率でありますとか、類似団体等のあり方等が出て

まいりますと、それらに合わせても、検討は加えていきたいと思ひます。

- 1 1 番 それから、予算編成概要の28ページのところに基金残高の推移というのがありますが、それぞれ財政運営については苦勞されておると思ひわけですけれども、定額運用基金というのが7億円、ずっとそのまま同じ額でおると思ひわけですけれども、そういう点で、町の基金、財産を総合的にうまく活用した形で考へておられるのか、運営されておるのかどうかという点についてお考へをお聞かせしたい。あわせて、財産管理では、前年度では南保育所を売却してということで予算が組まれておりましたが、普通財産に組み込まれております財産等、もう差し当たって町に利用価値のないものは売却していこうということがあってしかるべしだと思ひますし、新たな行政財産の購入も予算として、部分で組まれておると思ひますから、せつかく福崎保育所も売却の予定で取り壊しをし、南保育所も取り壊しをし、いろいろやったわけでありまして、財産処分についての歳入はほとんど見込まれていないということなどを含めて、この基金のあり方、財産活用のあり方等について、どのように考へられておるのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

副 町 長 定額運用基金におきます土地開発基金で取得しておりますものは、一定の目的を持って購入をさせていただいております。そういう中におきます分野で、今質問のありました普通財産における資産活用という事柄であります。これらは、新公会計制度におきます分野で、資産運用という部分がございますので、これらはもう一度洗い直しをし、所管であります総務文教常任委員会等々で、これらは売却可能であると、私どもは、理事者側がそういう判断をしましても、全体的な考へ方もあろうかと思ひますので、そういう中において説明をし、またそういう中におきます分野の活用、また資産売却ではなしに、また貸し付ける方法とか、そういったようなものもあれば、ご提言をいただきながら、進めていきたいと思ひます。

- 1 1 番 2ページにあります歳出の主な事業の柱、第1の柱の部分で、参画と協働に当たる部分について、何行かにわたって述べられておると思ひますけれども、それが具体的にこの事項別明細書で、どういう項目に該当するのかお答えをいただきたいと思ひます。

企画財政課長 第1の柱で書いておりますのが、まず地域づくり推進事業です。これは総務費の一般管理費の補助金でございます。地域づくり推進事業補助金でございます。

それから、次の女性の意見・提言を求めるための経費としましては、事項別明細書106ページの一番下になります、報償費の中で、女性委員会委員報償金を今現在予算化しでとるところでございます。

以上です。

- 1 1 番 参画と協働というのは、別にこの項目に書いていなくても、全事業にわたってそういう姿勢でやるということだろうと思ひますけれども、婦人会がなくなっていっておるといふ状況の中でもありまして、非常に興味を持っておるところであります。駅前周辺の部分についても、またいろいろとお聞かせをしたいところがありますけれども、あと委員会でお聞かせをしたいと、項目的については、そう思ひます。

議 長 ほかにございませぬか。

- 7 番 済みませぬ、時間が押しておるんですが、私は予算の委員会に出席をいたしますので、2点ばかりお尋ねをしたいと、このように思ひます。

まず1点目、162ページの医療助成費、その中で一番下の扶助費ですね、今回、中学生まで外来、入院等が当町においては無料になると、こういったことをお聞かせしたわけでありまして、そういった中でも、全面的に無料になるのではなく、

所得制限があるということでございまして、条例の改正のときにも、一部そういった質疑はなされたわけでありまして。この23万5,000円、市町村民税の所得割額が23万5,000円未満でないと、適用にならないと、お聞きをしております。この所得制限について、住民の中からは撤廃をしてほしいという意見も多数ございます。その点につきまして、町の方の見解をお聞きをしたいと思っております。

健康福祉課長 所得制限につきましては、どの福祉制度、町がやっております福祉制度も県と同様の制度を取り入れているわけでございます。特に、このたびの子どもの所得制限となりますと、住民税の所得割が23万5,000円ということでございます。給与収入に直しますと、775万円、所得でいきますと577万円というかなりの金額になってございまして、カバー率は91%ぐらいを見込んでおります。そういった中で、ある程度の所得制限、県と同様の所得制限を加えていくということでございます。

7 番 健康福祉課の資料10ページに22年度予算の対象者数というのがございます。乳幼児でゼロ歳から小3までが1,700名、子ども、小4から中3までが1,060名。2,760名が一応対象ということのようですが、この中で所得制限で、対象外の方が何名おられるんですか。

健康福祉課長 1月現在で申しますと、小学4年生から6年生でいきますと、対象者が570人のうち受給者が521人ということで、91.4%のカバー率でございます。そのほか、障害者につきましては、心身につきましては、195人中184人ということで94.4%、また母子分につきましては、312人中264、84.6%というような受給率になっております。

7 番 最近、結婚されるのは、乳幼児の場合は早婚か晩婚かと、こういった二極化にあるような気がするわけですね。ある程度年がいかれた方が結婚されて、そして出産された場合は、年功序列型の賃金からいけば、給料が10代や20代前半の方よりも30過ぎの方が給料が高くと、一般的な感覚でいきますと、そのようになるのではないかと。そうしますと、同じ乳幼児が、例えばインフルエンザにかかっても、一方の方はインフルエンザの治療代が無料だと。一方の方は、2人働いておられて、給料が高くなれば、治療費がかかると、こういったことからいきますと、同じ病気にかかれば、同じように無料にしてあげるのが一番いいのではないかと感じるわけですね。そういった点についてはどのようにお考えかお聞きをしたいと思います。

町 長 私もそう思います。しかし、やりません。というのは、そこまでやるのなら、国が無料を打ち出せば一番いいと。そうすると、地方自治体は一つも心配しなくても事務だけやればいいということですので、そういう意見はどんどんと国へ申し出ていただければと思います。

7 番 財政的なものもありますのでね、そういった面では、小学校へ行くまでとか、3歳児までとか、そういった部分的なものでもよろしいので、検討をお願いをしておきたいと思っております。

そしたら、またあした、予算委員会で聞きますので。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第15号、平成22年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第16号、平成22年度福崎町老人保健事業特別会計予算について、ご質疑がございましたらどうぞ。
ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第17号、平成22年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、ご質疑がございましたらどうぞ。
ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第18号、平成22年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、ご質疑がございましたらどうぞ。

8 番 介護保険の補正のところでも聞いたわけなんですけど、各介護の予防教室の状況、それが本年度から多少開催方法が変わるということで、事項別の27、28に載っておりますね。名前がかなり変わって、一般高齢者とか介護事業者負担金ということで、一般高齢者介護予防とか書いてあるんですけど、それで2行だけになっておるんですけど、雑入の28ページ、一番上の23万2,000円と、次の114万4,000円が、これどこが違うのかと、それぞれの内容について説明をお願いしたいと思います。この文言からいうと、同じだったら一つにしたらいんじゃないかと思うんですけど、28ページ、一般高齢者介護予防教室利用者負担金、次も一般高齢者介護予防教室利用者負担金。

健康福祉課長 中身を申しますと、上の一般高齢者介護につきましては、地域筋力トレーニング、またいろは教室、それから男性の料理教室でございますけども、そういったものでございます。

その下の、114万4,000円、これにつきましては、いきいき音楽クラブ、また認知症のはつらつ会とか、いきいきクラブ、またこのたび新しく行います脳の元気教室の公文等でございますけれども、事業的には同じなんですけども、保健センターが実施いたすものと、地域包括支援センターが実施するものと、ちょっと中で分けております。そういった意味で、名称は同じで、一つにしたらよかったですけども、積算の上でわかりやすいように分けているというようなことでございます。

8 番 じゃあ、後ろに括弧書きで、包括支援センター分とかいうふうに書いてもうとけば、それでよかった。内容的には変わると言われたんですが、余り変わらないんですか。教室の開催内容は。補正のところでは、今度、22年度は少し変えますということだったんですが。

健康福祉課長 内容は継続してほとんどやっております。22年度新たにしますのが、公文の教室でございますけども、これについては、教材費の2分の1を自己負担としておりまして、予算的には52万8,000円という自己負担を見込んでおります。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次は、議案第19号、平成22年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について、ご質疑がございましたらどうぞ。
ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次は、議案第20号、平成22年度福崎町公共下水道事業特別会計予算について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次は、議案第21号、平成22年度福崎町水道事業会計予算について、ご質疑がございましたらどうぞ。

1 1 番 1点だけ、資産減耗費の6,000万円については、どういう根拠でこの数字が上がっておりますか。

水道課 長 本年度、この21年に八反田地区を22年度予算にするという形の中で、それも加えて面積的、大体昨年と同じ予算という形で、本年度も6,000万円を計上しております。

議 長 ほかにございませんか。

9 番 補正でもお尋ねをしたんですが、21年度と同じようにならないような、これは予算なんです、それだけ、はい言うてもうたらいいんですわ。

水道課 長 はい、そうです。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次は、議案第22号、平成22年度福崎町工業用水道事業会計予算について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次は、議案第23号、福崎町道路線の認定及び廃止について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次は、議案第24号、福崎町公共下水道福崎浄化センター（水処理施設）の建設工事委託に関する基本協定の締結について、ご質疑がございましたらどうぞ。
ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次は、議案第25号、工事請負契約について、ご質疑がございましたらどうぞ。
ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次は、議案第26号、工事請負契約について、ご質疑がございましたらどうぞ。
ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次は、議案第27号、工事請負契約について、ご質疑がございましたらどうぞ。
ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、請願第1号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する請願書について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、本定例会に付議されましたすべての案件に対する1件ごとの質疑を終結いたします。

日程第3 討論・採決

議 長 次の日程は、あらかじめご了承を願っております議案第25号、議案第26号及び議案第27号の各案件についてでございますが、委員会付託を省略し、本会議において、ただいまから即決をいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号、議案第26号及び議案第27号については、本会議において即決することに決定をいたしました。

それでは、討論・採決を行います。

議案第25号、工事請負契約について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第25号、工事請負契約について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立を願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第25号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次は、議案第26号、工事請負契約について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第26号、工事請負契約について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第26号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次は、議案第27号、工事請負契約について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第27号、工事請負契約について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第27号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第4 特別委員会の設置

議 長 次の日程は、特別委員会の設置であります。
本件を議題としてお諮りをいたします。
議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号の5件につきましては、平成22年度の一般会計を初め、各特別会計の予算審議であります。
お諮りをします。
平成22年度の一般会計並びに各特別会計について、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審議することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
平成22年度の一般会計並びに各特別会計、議案第14号から議案第18号の5件につきましては、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。
重ねてお諮りをいたします。
ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条の規定により、議長が議会に諮り指名をすることとなっています。よって、議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
それでは、指名をいたします。
1番、松岡秀人君、3番、宮内富夫君、7番、難波靖通君、9番、吉識定和君、11番、小林博君、13番、富田昭市君、15番、高井國年君、以上の7名を指名いたします。
ただいま指名をいたしました7名を予算審査特別委員会委員とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、ただいまの指名をいたしました7名の諸君を予算審査特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

日程第5 委員会付託

議 長 次の日程は、委員会付託であります。
それでは、議案第1号から議案第24号までの議案24件、請願1件をそれぞれの委員会に付託をいたします。
議案第1号、議案第2号、議案第3号は総務文教常任委員会に、議案第4号、議案第5号、議案第6号は民生常任委員会に、議案第7号は総務文教常任委員会に、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号は民生常任委員会に、議案第12号は産業建設常任委員会に、議案第13号は民生常任委員会に、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号は予算審査特別委員会に、議案第19号、議案第20号は産業建設常任委員会に、議案第21号、議案第22号は民生常任委員会に、議案第23号、議案第24号は産業

建設常任委員会に、請願第1号は総務文教常任委員会に、以上のとおり付託をいたします。

よって、予算審査特別委員会は5件、総務文教常任委員会は5件、民生常任委員会は10件、産業建設常任委員会は5件、以上25件をそれぞれの委員会に付託をいたしますので、よろしく申し上げます。

以上で、本定例会2日目の日程はすべて終了いたしましたので、本日は、これにて散会することにいたします。お疲れさんでございました。

散会 午後4時38分